

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、日程に先立ちまして、謹んで御報告申し上げます。

去る6月7日、大槌町議会議員及川 伸君が御逝去されました。ここに謹んで哀悼の意を表し、御報告申し上げます。

ここで、故及川 伸君の御冥福を祈り、黙禱をささげたいと思います。

全員御起立願います。黙禱。

（黙禱）

○議長（小松則明君） 黙禱を終わります。

着席ください。

議長から申し上げます。及川 伸君は、大槌町民のために一所懸命議事に尽くされてきました。残された私たち議会議員も、ますます大槌町民の皆様のために一所懸命努力し、前に進んでください。よろしくお願い申し上げます。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

白澤良一君の一般質問を許します。御登壇願います。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） おはようございます。永伸会の白澤良一です。議長の許可をいただきましたので、通告に基づき質問します。

冒頭、新型コロナウイルス感染症が、いまだ収束が見えない中、岩手県内では6月7日現在、感染者数が1,510人、亡くなられた方が46人と発表されております。お亡くなりになられた皆様に心からお悔やみ申し上げますとともに、感染された方々にお見舞い申し上げます。現在療養中の方々には、一日も早い御回復をお祈りします。幸いにして大槌町では感染者が発生しておりませんが、強い責任感と使命感の下、感染リスクのある現場で日々奮闘されている医療関係者の皆様に対し、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束が見えない中、人々の生活様式、考え方が変わり、音楽、文化、芸術、スポーツ、そして飲食業をはじめ、ホテル、旅館業、公共交通機関等も、かつて経験したことのない深刻な経済状況に陥っており、経済も文化も無残に冷え込んでいる状況です。歯を食いしばって耐えている多くの町民の皆様を

め、事業主の皆さんの期待に応えられるよう、私も活動していく所存です。

それでは、質問に入ります。

まず初めに、行政サービスの推進について御質問します。

町が行う行政手続には、押印を伴うものが相当数あると思います。行政手続の印鑑をめぐる動きについては、昨年10月9日の共同通信社の調査によりますと、政府が進める行政手続の印鑑使用廃止を受けて、全都道府県と東京を除く道府県庁所在地の計93自治体の8割近くが既に廃止方針を決めたり、廃止を検討したりしているとの報道があります。

河野内閣特命担当大臣も、昨年11月13日の記者会見で、行政手続における押印の見直しについて発表しております。これによりますと、国の押印見直しに係る取組として対象となった1万4,992件のうち99%以上に当たる1万4,909件を廃止し、押印が残るのは印鑑証明が必要となる自動車の新規登録や、銀行への届出印が必要な口座振替など83件のみとなると発表されました。それに引き続き、内閣府でも、昨年12月28日、地方公共団体における押印見直しマニュアルの概要を発表しております。大槌町においても、事務簡素化に取り組んできたと思われま。

そこで、法律、条例、規則などにより押印が義務づけられている行政手続は何件ほどなのでしょう。お伺いします。また、今後押印廃止に向けてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

次に、町の広報誌の掲載についてお尋ねします。

例年5月1日発行の町広報誌に、新年度の職員配置図が掲載されておりました。多くの町民は、配置図を見て、役場の業務内容と担当職員の顔を思い浮かべ、必要に応じて担当者に電話して、御指導や御相談を受けていたと理解しております。しかし、本年5月1日発行の広報誌には掲載されておらなかったことから、多くの町民から、なぜ掲載されなかったか、掲載されないと不便を感じるとの声が届いております。そこで、昨年度まで掲載していたのに今年度はなぜ掲載しなかったのかをお尋ねします。

次に、震災伝承の在り方についてお尋ねします。

まず初めに、(仮称)鎮魂の森周辺の整備計画についてお尋ねします。

震災から10年経過し、ハード整備が進んでおります。5月2日には町営運動施設の全体落成式が行われ、その後相次いで熱戦が繰り広げられております。一方、遅々として整備が進んでいないのが(仮称)鎮魂の森の整備です。既に沿岸被災地の他の市町村で

は犠牲者に手を合わせる施設ができているのに、大槌町としては整備が進んでいるとは思えない状況にあると認識しております。

この整備計画につきましては、昨年9月議会でも4項目にわたり質問しましたが、(仮称)鎮魂の森の基本計画を策定したものの、それ以外は今後検討していくとの御答弁でした。

町のこれまでの検討結果を見ますと、平成24年の鎮魂の森整備財源を寄附金で賄うことを目指し、災害の記憶を風化させない事業基金条例の制定後、基礎的な調査検討、基本構想の検討、基本計画の検討などに加え、町民の意見を取り入れながら検討を進めるためのワークショップや意見交換会を重ねてきました。(仮称)鎮魂の森の計画の策定に当たっては、7回にもわたりワークショップを重ね、さらに有識者、遺族の代表等で組織する鎮魂の森整備検討委員会で審議を経て策定されたと認識しております。

私は、既に十分な検討を重ねてきたと理解しておりますが、事業実施に当たり、何が不足しているのかお尋ねします。また、昨年11月20日開催の議会全員協議会では、令和5年度以降竣工予定との説明がありました。しかし、遺族の中には、早く整備してほしいという声も出されておりますが、なぜ令和5年度以降としたのかをお尋ねします。

次に、旧役場庁舎跡地等の震災伝承の活用の在り方についてお尋ねします。

町では、赤浜の民宿に乗り上げた観光船はまゆりの復元断念後、大槌町震災伝承プラットフォーム構想を策定しました。もちろん平成26年度以降取り組んでいる事業もありますが、この構想を具体的に展開することにより、町の目指す姿が実現すると思います。そういう中で、旧役場庁舎跡地の利活用についての具体的な計画をお伺いします。また、去る3月定例会での私の質問に対して、観光船はまゆりや民宿の跡地についても、様々な形でしっかりとまとめていくとの答弁をいただきましたが、跡地を活用した独自の津波伝承の在り方について、どのような検討をされているのかお伺いします。

次に、環境に配慮したまちづくりの推進についてお尋ねします。

東日本大震災の津波被害を受けた中心部の移転元地を活用して整備を進めてきた湧水と希少動植物の保護区域としての郷土財活用湧水エリアが昨年12月に完成し、4月から一般開放が始まり、町民の方々の憩いの場となっております。

大槌町では、湧水に支えられてきた歴史文化があります。加えて、震災前から淡水型と、海から川に上る遡河型のイトヨが同所的に生息する珍しい場所とされてきましたが、津波による移動で、両者の交雑種も誕生していることが確認されております。エリア内

の湧水の池ごとに多様な遺伝集団が形成されている珍しさから、国際論文でも取上げられたほか、NHKの科学番組で放映され、世界の注目を集めております。さらに、岩手レッドデータブックでAランク、いわゆる絶滅の危機に瀕している種に指定されているミズアオイも発見されております。これは、農薬に汚染されていない古来種として、極めて珍しいと高く評価されております。既に4月24日には、地元住民や自然保護団体による湿生植物の種まきなどを行いました。参加した方々は、裸地は見えるものの、これから育てていく公園にしたいと誓い合っておりました。

私は、大槌町は水の都であり、この湧水をいかに残し、資産として活用していくのが重要だと思っております。そこで、水の資源を生かした風景や景観づくり、自然と人との触れ合いの場、漁業、農業などのネットワークを強化して、一年中魅力あるスポットをつくることを目指すべきだと思いますが、お考えをお伺いします。

最近では、子供たちの生活からリアルな自然体験がどんどん消えていくことに危機感を感じております。そういう中で、湧水エリアはたくさんの生き物が生息する場となります。野鳥観察や体験教室などの体験学習の場として活用できるように今後とも整備を進めていくべきだと思いますが、お考えをお伺いします。

次に、教育現場におけるSDGsの取組についての御質問をします。

既に県内の高校では、地元の商工関係者や青年会議所関係者と連携して、SDGsプログラムを取り入れた事業を実施している学校もあります。私も参加したことがあります。そういう中で、小学校は2020年度、中学校は2021年度、そして高校では2022年度から、新学習指導要領が全面実施されます。特に注目すべきことは、持続可能な社会のづくり手の育成が明記されたことです。つまり、SDGsの担い手を教育の現場から育成することを目指すようになりました。そこで、新学習要領に基づき、学校教育現場におけるSDGsの取組についてお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。時間があれば再質問をさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 白澤良一議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、行政手続の簡素化についてお答えをいたします。

国の押印見直しに係る取組は、行政手続における国民の負担を軽減し、国民の利便性を図るため、申請手続のオンライン化を促進し、受付業務やその先につながる業務フロ

一をデジタル化することによる行政サービスの向上へとつなげる手がかりとして実施しており、地方公共団体においても積極的に取り組むこととされております。

行政サービスのデジタル化は、国と地方が二人三脚で取組を進めることにより効果を発揮すると捉えております。国からの通知でも書面主義が課題とされていることから、デジタル時代を見据え、デジタル技術を活用しながら、行政サービスの在り方を見直していく必要があると認識しており、押印見直しについても積極的に取り組んでまいります。

当町において押印の義務づけがある条例等を確認したところ、押印を求める行政手続は298件であり、件数については引き続き精査してまいります。

今後押印見直しに係る取組について、組織の意思統一を図り、体制を構築し、基本方針を策定した上で見直しの検討を進め、廃止可能と判断したものについて、順次条例等の改正手続を行ってまいります。

次に、町の広報誌の掲載についてお答えをいたします。

平成6年度から昨年度まで、町職員の所属、職名、氏名を町職員配置図として広報おおつちに掲載してまいりました。しかしながら昨年度、町職員配置図を不適切に加工した無断転載が確認されたことから、個人情報保護の観点を含め、職員名簿の公表の在り方について検討を重ねてきたところであります。

大槌町個人情報保護条例では、個人情報の目的外使用が禁じられております。目的外利用が認められる場合については、幾つかの要件がありますが、基本的には本人の同意が必要となります。町職員は公的な立場にあり、町民の皆様とともにまちづくりを進める上で、職員の所属や氏名を知っていただくことも必要との考えから、これまで慣例的に職員名簿を公表してまいりましたが、本件について町の顧問弁護士に確認したところ、町職員についても個人の同意が必要であるとの回答をいただいております。このことを踏まえ、本年5月にプロパー職員、任期付職員、派遣職員から所属、職名、氏名を公表することについて確認を行ったところ、全職員から同意を得ることはできませんでした。また、町職員名簿として、同意を得た職員のみを公表することは適切ではなく、逆に混乱を招く要因になるものと考え、掲載の取りやめを決定したものであります。掲載の取りやめについては、昨日発行となった広報おおつちで周知するとともに、併せて役場の組織及び主な業務内容、電話番号等を改めてお知らせしたところであります。

町民の皆様が町職員の配置等に関心を持たれていることは十分承知しているところで

ありますが、御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、震災伝承事業の在り方についてお答えをいたします。

初めに、（仮称）鎮魂の森整備事業であります。議員御指摘のとおり、（仮称）鎮魂の森基本計画の策定に当たり、町民の方々の御意見をいただくため、ワークショップの実施や整備を進めるに当たり、特に慎重な検討を要する追悼の場などの整備方針を決めるため、鎮魂の森追悼の場等検討業務委託において、意見交換会や犠牲となられた御遺族の方々のアンケートを実施しながら、貴重な御意見を広くいただき、業務を丁寧に進めてまいりました。そして、次の段階になります整備事業につきましては、町民の皆様からの早期実現の御要望も頂戴しているところでありますが、防潮堤工事の遅延等もあったことから、具体的な整備業務を遅らせざるを得ないところになっているものであります。その防潮堤工事も、本年3月に完成したことを踏まえ、4月以降には実質的な検討を重ね、本年度中に基本設計等の業務を本格的に着手し、令和5年度の竣工に向けた整備工程の精査をしており、その内容等につきましては、しかるべき機会に議員の皆様へ御説明し、町民の皆様に対しても広報等を通してお伝えしたいと考えているところであります。

次に、旧役場庁舎跡地等の活用の在り方についてお答えをいたします。

大槌町震災伝承プラットフォームの構築につきましては、震災伝承に志のある町民や団体、有識者、教育関係者といった方々の参画を想定した組織の構築を進め、当町の震災伝承基本コンセプト、「忘れない、伝える、備える」の具体的な事業展開を図っていくこととしております。この基本コンセプトを基に、大槌町震災伝承プラットフォームの場を通して、様々な方々の御意見を頂戴しながら、旧役場庁舎跡地や民宿跡地の具体的な活用等の方向性を定めていきたいと考えております。私自身も、本年3月11日の旧役場庁舎前追悼式の場において、津波の高さや恐ろしさを視覚的に伝えられるものを設けることにつきましてお約束申し上げており、その実現に向けては、各方面からの様々な御意見を頂戴しながら、震災津波の記憶を伝承し、共に生きる町大槌にふさわしい伝承施設の整備に向けた取組を推進してまいります。

環境に配慮したまちづくりの推進についてと、学校教育現場におけるSDGsの取組につきましては、教育長が答弁いたします。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） 次に、環境に配慮したまちづくりの推進についてお答えいたし

ます。

この郷土財活用湧水エリアは、全国的にも非常にまれな湧水環境及びイトヨやミズアオイに代表される希少生物の生態系が形成されたエリアであり、当町では郷土の貴重な財産と位置づけ、湧水環境及び多様な生態系の保全を図りつつ、近接する市街地エリアと共生する施設として整備したものであります。

議員御指摘の郷土財資源の活用方法等につきましては、郷土財エリア保全活用委員会委員からの多角的な視点での助言等をいただきながら、児童生徒を対象とした専門の講師による現地観察会や、町民向けの自然体験イベントなど、多様な事業等を展開していきたいと考えておるところであります。

次に、学校現場におけるSDGsの取組についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、昨年度から小学校、今年度からは中学校において、新学習指導要領が全面実施となりました。各学園では、新学習指導要領の内容を踏まえて、改訂された教科書を使用し、教科、領域ごとに作成した年間指導計画に沿って学習を進めております。

持続可能なエネルギーの必要性、SDGsの内容については、各教科の教科書に掲載されております。例えば、6年生理科並びに中学校家庭科の教科書には、SDGsの用語そのものが取り扱われており、SDGsの達成に向けて、自分ができることを考える活動を実施しております。

今後も教科横断的にSDGsについて取り上げ、児童生徒の理解を深めるとともに、体験活動を組み合わせて学びを充実させ、持続可能な社会のづくり手の育成に努めてまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 大変御丁寧な御答弁をいただき、ありがとうございました。時間もありますので、再質問させていただきます。

まず、行政手続の簡素化についてですが、国では、先ほど私言ったとおり、地方公共団体における押印見直しマニュアルを公表しておりますが、町でもこの円滑化に向けた取組が必要だと思えます。ですから、町としてもマニュアルみたいなものを策定するのでしょうか。そのお考え方をお尋ねします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（藤原 淳君） 取組を進める手順として、国が示しているマニュアル

がございますけれども、その中には、まず初めに内部体制の構築、それから方針の決定であったり、現在の手続の実態把握等を行った上で押印や署名の見直しといった流れというふうになっております。そういったことから、国でもマニュアルを示しておりました、そういった中で、町としても今言ったようなことを進めていって、計画等を策定して、順次進めていくというような形になります。

内容につきましては、町民の方々に関係してくる手続の流れ等につきましては、町としても整備した上で、やはり分かりやすく説明していくことが必要だとは考えております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。スムーズな手続ができるように、よろしくをお願いします。

それから、実は私もそうなんですけれども、町民の皆さんも判ことか、本人確認や仕事とか役所の手続などに、様々な場面で判こを使っているわけです。例えば押印を取りやめて手続のオンライン化が図られると、町民の負担も軽減されますが、一方では押印に代わる本人確認をどうするかなど、またネット利用に不慣れな私みたいな人間も、かなり配慮が課題になってくると思います。

ですから、現在国とか地方公共団体で押印の廃止が活発化しておりますが、効率化を図って利便性を高めるって、意義は大変大きいものがあると思いますが、一方では廃止に向けた様々な課題が上がっているのも事実です。その一つとして、虚偽申請とかなりすましが増加しないように十分な対策を取る必要がある。それから、本人確認の方法を懸念する意見も出されております。

ですから、デジタル化社会とかインターネットの社会の中で、今後ますますの判この押印廃止が加速されていくと推測しておりますが、先ほど町長から、様々な角度から検討するという御答弁をいただきましたが、押印の廃止のメリット、デメリットを十分に精査して取り組んでいただければと思っておりますが、この件について改めて御見解があればお尋ねします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（藤原 淳君） 行政手続の際に押印等いろいろな場面がございますけれども、押印を求めている趣旨というの、国のほうからも検討されておまして、大きく3つあるようでございます。1つは文書作成者の真正性を担保する。本人確認です。

それから、文書作成の真意を確認するためと。ちゃんとあなたがこれをつくるんですねというような、そういった真意でございます。それから、あと文書内容の真正性を担保するためというようなことで、大きく3つあるということのようでございます。

ただ、国のほうでも検討を進めている中で、認め印、いわゆる三文判と言われているものでございますけれども、それについては結局一個人の人たちが持っている判ことというのは、三文判というのは、要は今の時代誰でも持てるような状況にあるということもあって、そもそも今言った3つの押印を求める趣旨に対する効果っていうのも限定的ではないか、今の時代にはもう限定的になっているというようには判断して、国のほうでも押印、行政手続の押印の見直しのほうに動いているというような状況にあります。

そういった中で、現在はそのOA機器の普及等でオンライン手続等ができるようになってきております。ただ、そういった中で、こういった情報化社会になっても、先ほど白澤議員の御質問にありましたように、なりすましであったりだとかそういった課題等もあるのも事実でございます。そういった中では、現在国のほうでも進めているマイナンバーカードの利用といったものが効果的ではないのかと私は考えております。

いずれにしても、行政手続の押印見直しを進める目的というのは、やはり国民の負担の軽減と利便性を図るということにございますので、高齢者の方々がこういうことを進めていって不便を感じるような内容であってはいけないと考えておりますので、その辺は十分検討した上で進めてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。今総務課長おっしゃったようなことを念頭に進めていただければ大変ありがたいです。

次に、町の広報誌の掲載について再質問させていただきます。

先ほど町長から、掲載しなかった理由について御答弁をいただきました。また、6月7日付の発行の広報には組織体制のみが掲載され、例年のような各課職員の氏名が掲載していない旨の説明も付記されておりました。実は、この件につきましては、私も弁護士に言って勉強させていただきました中で、個人情報保護法、そしてまた公文書公開条例法等々は表裏一体で、基本はグレーゾーンが多いというお話もいただきました。やはり法、条例に抵触するのであれば掲載すべきではないということ、しかし個人から同意をいただければ掲載可能とのアドバイスをいただいたことは事実です。ですから、昨年度まで慣例で掲載していたのであれば、今年度も職員から同意を得て掲載してほしかった

と、そのように感じていますが。

そこで、今年度の掲載に当たり、否定的な職員はどのくらいおられたのでしょうか。職員の何%ぐらいで結構です。アバウトでいいですので、どのくらいおられたのかお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（藤原 淳君） アンケート調査につきましては、改めて5月に職員向けに行いました。その中で、明確に名簿の掲載について否定的な職員は、全体の11%の職員の方々は否定的でございました。そういう状況でございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 全体の11%っていうことは、逆算すると89%は同意っていう理解でよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（藤原 淳君） 答弁で少し足りないところがございます。申し訳ございません。

アンケート調査を行って、明確に否定したのが約11%。それから、未回答というのもございます、この方々が25%ぐらいということになります。なので、明確に、逆に同意ということでされた職員というのは約65%ぐらいというような状況となっております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 65%の職員が同意しているのであれば、それはもう半数以上だと思うので、ぜひこの65%の職員の意見を尊重してほしかったって、そういう気がします。

時間の関係ですのでちょっと質問を進めさせていただきます。

確かに個人情報保護法が制定されたのは平成15年の5月。そして、また平成17年4月には全面施行されております。これを受けて、大槌町でも平成17年7月に大槌町個人情報保護条例を施行し、今まで弾力的に運用してきた経過があります。しかし、今年度は本条例を遵守して掲載しなかったわけですが、今年度も掲載についての同意を得るための努力はされたのでしょうか。お伺いします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（藤原 淳君） アンケート調査を行うに当たりましては、職員の皆様方にはそのアンケート調査の目的等はお知らせしております。町役場の職員でございますので、そういった掲載の目的であつたりだとかは、おのずと皆さん御承知の上である

というふうに考えておりました、特段そういったところ承知の上でほかの職員の皆さんが回答したということと捉えておりました、そういったことで、同意した職員への特段の働きかけ、同意してくださいみたいなそういった働きかけは行っておりません。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ちょっと、さっきの総務課長が御答弁されましたが、65%の職員の方が前向きに考えているのであれば、何度もお話ししますけれども、やはり町民のために少しは掲載してもよかったのかと思っています。

昨年度町職員配置図を不適切に加工した無断転載が確認されたということがございましたが、どのような事例だったのでしょうか。差し支えなければ御答弁いただければありがたいです。そして、この事例は、不適切な転載というのは昨年が初めてだったのか。それも併せてお願いします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（藤原 淳君） どういった内容であるかということにつきましては、現在外部の行政機関のほうに調査を依頼しているということもございますので、内容については差し控えさせていただきたいというふうに考えております。

この事案につきましては、前年度から引き続き、現在も行われているようでございますので、そういった状況にはあります。

○議長（小松則明君） 今まであったのかどうか。総務課長。

○参与兼総務課長（藤原 淳君） こういった事例が今までにもあったかどうかにつきましては、今回の件が初めてではないのかというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 総務課長が御答弁されました。これはあくまでもその条例に違反したってケースになるわけですね。ですから、例えばこれ明らかになったときにペナルティーを課す、そういう条例違反のペナルティーを課すというのは、働きかけはお考えなんでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（藤原 淳君） 相手方に対するペナルティー等につきましては、そういったところも含めて外部の機関のほうに現在調査を依頼しているというところがございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 分かりました。

なかなかまだ公表できない部分がかなりあると思いますのであえて質問しませんが、たしか大槌町の個人情報保護条例の第5章の第44条の補則に、運用状況の報告というのがございます。この条項によりますと、町長は毎年度1回、この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとするがありますが、今まで、条例が制定されても何年も経過しているわけですが、この公表した事実、今まであったのでしょうか。私もちょっと不勉強で申し訳ないんですがお尋ねします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（藤原 淳君） 個人情報保護条例の中に、確かに運用状況の報告というのはございまして、年1回ということで記載がされております。このことなんですけれども、震災以前については把握できませんが、震災以降につきましては、確認しているところ、運用状況の報告を行ったということは確認できていないというふうな状況にございます。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 法条例っていうのは、私は条例は特に町民との約束事になるわけですので、条例にこのように明記してあるのであれば、ぜひ条例に従って町民の方々に履行をしていただければ大変ありがたいと思っていますので、ぜひそこについて、今後の事務処理についてはしっかりとやっていただければと思っています。これについて課長コメントがあれば。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（藤原 淳君） 条例規則等を踏まえて、今後適切に事務のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） よろしく申し上げます。

それから、広報に職員の名簿が掲載されてあったと、先ほどの町長の答弁で理解しましたが、入り口のところに座席表を置いてある課も散見されます。この座席表っていうのは職員の同意を得て、各課独自でなされているのか。そうであれば、職員のところに行行政サービスとして掲示してあれば、やはり私は広報にも同じように掲載すべきだと、そのように感じているんですが、座席表は、入り口のところに配置している課もあるんですが、あれは担当課長が職員の同意を得てやっているのか、これをまた役所としても、

役場としても認めているのかお尋ねします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（藤原 淳君） 確かに、各課において座席表等置いてある部署等もございます。その件につきましては、来庁者の方々、用事で来られた方々がスムーズに座席を確認できるようにということで、各課の配慮のほうで、課の職員の同意を得て配置しているというような状況にございます。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 要するに、いずれも住民サービスの一環ですよね。ですから、私は町民の方々が毎年広報に掲載している配置図の名前を見て、顔を思い浮かべながら、この問題について、この件についてはどここの課の誰々さんに電話したり相談すればもう了解、解決するというを考えておられると思います。また、住民サービスとかコミュニティーづくりのためにこれは役立ってきたと、そのように思っていますが、繰り返しになります。私も役所の職員は公の立場で発言や行動をする人と理解しておりますし、町民は配置図を見て、役場の業務を理解していると思います。やっぱり掲載されないと不便を感じるという声が私のところに届いております。法律や条例制定後も、今まで弾力的に運用して広報等に掲載した経過があります。これからも町が進めようとしているコミュニティーづくりとか、住民のサービスの推進のために、やはり掲載すべきではないかということを考えておりますが、もう一度再検討していただければ私も、住民の方にも、サービスの一環として再検討していただければありがたいと思っておりますが、改めて御見解をお伺いします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 平成6年度に載せたのは、実は私が広報担当のときです。今回そういうつくった中で、私が広報誌の中から出すということは、実は先ほど不適切に加工して無断転載という話をしましたが、職員に危害を加えるような状況があったということをお知らせします。そのために、やはり職員がそういうことにならざるを得ない、具体的な話はできませんけれども、そういう状況に陥ったがために、本来ならば、先ほど臼澤議員が言われたとおり、多くの町民の方がその名簿を見ながら、どういう状況になっているのかというのを十分承知しています。いながら、今のこの広報、情報化社会において、それを活用して、職員がやはりある意味精神的な苦痛なり、様々なことが起きている状況があるというのを踏まえて、今回アンケートを取りつつも、やむを得ず今回は

掲載できなかったということを御理解いただきたいと思います。

関わっている職員たちもいますし、そういう部分では、大変その部分で、公表することが、職員が様々な形で影響を受けているという状況から、今回は掲載を取りやめたということになりますので、具体的な話はここでできませんけれども、様々な形でそれが取り除けるような状況を今一所懸命模索しているという状況であります。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） いろいろな背景があって現在に至っているということは理解しましたので、ぜひ住民サービスの低下に陥らないような対応をしていただきたいと思えます。

ちょっと時間の関係上、次に震災伝承の在り方について再質問します。

なぜ私がこの質問をするかと申しますと、震災後10年たつ中で、コロナに気をつけながらも、被災地の復興の状況を確認し、さらにもう亡くなられた方々に鎮魂の祈りをささげるために被災地を訪れてくれた人がたくさんおります。私も度々語り部として御案内することがありますが、訪れる方は異口同音に「他の自治体に慰霊の場とか震災を検証する場が設置してあるのに大槌町には見当たらない」という声が出ております。

そこで、まず（仮称）鎮魂の森整備事業についてお尋ねしますが、今まで委員会の開催とか計画策定、ワークショップ等も開催して、十分な検討を重ねてきたと理解しています。ですから、令和5年を待たずに着工すべきではないかと考えております。防潮堤完成後を見据えて検討するとの御答弁をいただきました。それで、今まで町の説明によりますと、追悼の場、それから復興の広場、そして花の森、記憶の森、望海の森を設置すると記憶しております。6月定例会の行政報告で、今年の3月に基本仕様を固め、課題を抽出したとの報告がありましたが、どのような課題があったのでしょうか。ここでお示しする内容、お示しできる状況であればお尋ねしたいと思えます。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 3月の基本仕様を固めて以降どのような課題があったのかという御質問についてでございます。

3月に固められた基本仕様というのは、こちら町長からの答弁にもございましたとおり、大槌町鎮魂の森追悼の場等検討業務ということでございます。こちら、その目的そのものは答弁の中でも御案内申し上げますけれども、いわゆるこちらの鎮魂の森に関する整備方針を固め、基本設計以降の業務を円滑に進めるために実施するものであ

るといふことの位置づけで行われたもので、こちらのほうが令和3年、今年の3月末に完成といひますか、成果品として納品されたところでございます。といふことで、そこでは今議員からの御質問のよふに、様々検討された成果であるとか、あるいは課題といふものもいろいろ顕在しているといふふうには認識してございひますが、いひゆるその調査といひますか、整備が始まったのが3月末で、実際作業に取りかかったのが4月以降といふことになひます。

ですので、町長からの御回答にもございひましたとおひ、ちゃんとした形で当然議員の皆様には御説明なり御報告する機会といふのは考へてございひますが、そういった意味ではしかるべき機会にといふことで計画をさせていたひておひますので、現在のところこふいった場面で、これこれこれっていふのはまだちよつと、きちんと整理に向けて作業取り組んでいひるところでございひますので、その時期に向けてきちんと説明をさせていたひきたいと思ひます。

いづれにいたしましてもこの計画そのものが、冒頭の業務の目的にもございひましたとおひ、基本設計以降の業務を円滑に進めるためといふことでの位置づけでございひまして、その基本設計も本年3月の定例会におきまして、予算に御承認をいたひておひますので、議員御懸念のとおりこの鎮魂の森の整備事業、一日も早い完成を目指して推進してまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくおひ願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 時間の関係で、今のことについてはもうちよつとおひ聞きしたかつたんですけれども、できるだけ早く課題を抽出して、私たちの下におひ届けしていただひきたいと思ひますので、よろしくおひ願ひします。

それから、私の記憶に間違ひがなければ、（仮称）鎮魂の森の整備面積は約1.4ヘクタールといふことで伺つておひましたが、未買収の用地取得も考へているようですが、最終的にはこの1.4ヘクタールからもつと広くなるっていふ今の予想なんでしょうか。おひよその面積で構ひませんで、今御存じでしたら、表明できるんだつたらそれをおひ願ひします。

○議長（小松則明君） 協働推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） この未買収地といふのは既にこれまでおひ示させていただひている区域内のものでございひますので、この分について、これまでおひ示していた計画区域の増減といふのはございひませんが、前の御質問に対しておひ答えさせ

ていただいたとおり、そのあたりも含めて、いろいろな資料を基に、しかるべき時期にきちんと議員の皆様には御説明させていただく予定でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） いろいろ深掘りをしたいと思うところがたくさんあるんですけども、時間も時間ですので、すみません。取り残しはまた次回に質問させていただきます。

旧役場庁舎跡地の活用とか、民宿跡地の活用については、町長答弁ありましたように、大槌町震災伝承プラットフォームの場を通して意見を頂戴して具現化していくっていうことですが、震災伝承に関しては、検討委員会とかワークショップの開催などにより、今まで様々な意見を頂戴していると、そういう認識を持っています。これまでの意見に加えて新たに意見を聞くとしておりますが、その町が求めている本音の意見というのはどういう内容なのか、御答弁いただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 協働推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） ただいまの議員の御質問のとおり、これまで様々な御意見を頂戴し、先ほど申し上げた設計業務等が納品されたというところがございます。その上で、どういったことをさらに御意見いただくのかという御質問でございますが、例えば基本的な方針とかっていう部分を決めた中で、さらに今後基本設計を進める上では、一つの例といたしまして、以前に各仮設住宅にございました地蔵尊、それは今ある場所に、1か所に保管させていただいておりますが、それはいずれ鎮魂の森のほうにということの方針は決まっているのですが、例えばその鎮魂の森にどのように配置するかとか、どのように、どこに置くかとかってというのは、やはりこちらとか町のほうで勝手に決めるのではなく、やはりそういった話合いの場を通して御意見をいただきながら、合意形成を図りながら進めていただく部分というのが幾つかございますので、そういった部分でそういった記載といたしますか、予定をさせていただいているということでございますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） レイアウトっていうのは、以前に出しているレイアウトで私は生きていると思っているんですけども、新たにそのレイアウトをつくるっていう課長のお話、御答弁ですけども、青写真が全くない中で、私はイメージが、町民の人たちも、

私も含めて町民たちもイメージがちょっと湧かないと思いますので、速やかに、3月の経過を含めて速やかに町民の方に公表していただければありがたいです。ぜひそれを約束してください。お願いします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 話が多少曖昧になっているので、整理をいたします。

まず、鎮魂の森の、去年の段階では、令和5年度に着工というような話をさせていただいたと記憶していますけれども、基本検討の結果も得まして、4月以降様々検討を重ねて、手を尽くして、まだこれは現段階の状況ではございますが、令和4年度中には着工をして、令和5年度には竣工をさせたいと、こういう強い意志を持っております。そういう形で進めさせていただきます。

それから、もう一つは、これからどのような形で、先ほどしかるべき時期には御説明申し上げますという回答が課長のほうからありましたけれども、これは次の全協、次の時期、近々の全協において議員の皆様にも、基本検討の結果を踏まえて、どういう方向でやるかという、進めるかというレイアウトイメージも含めて、課題の整理も含めて説明をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 副町長から今お話あったとおり、ぜひその課題を含めて、町民の皆様方に御報告していただければありがたいです。よろしくお願いします。

それから、環境に配慮したまちづくりの推進についてですが、5日に郷土財活用エリアの落成式行われて、町長も郷土財の貴重な財産を守り、唯一無二の存在として、新しい大槌町を発信できるよう、多くの町民の来訪を期待していると述べられました。さらに、このエリアに専門的な見地から始動されておられました3人の先生方から会場とかオンラインで講演をいただき、改めてこのエリアの貴重性を私自身認識しております。しかし、一方で、エリアの受粉を止めないように気をつけてほしいとのアドバイスがあったりしたのも事実です。ですから、このエリアの保全活動や活用のため、郷土財活用エリア保全活用委員会を設置することですが、設置の時期はいつ頃になるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 白澤議員の御質問にお答えします。

委員会の設置につきましては、7月を目途に予定をしているところでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 了解しました。私は、この郷土財活用エリアの成功は、やはり潤沢な湧水、年中あそこ水温が13度前後の湧水が出ています。それから、干潮と満潮の汽水域の連動、それが確保されたのは必要条件と思われます。やはりこれがなければ単なる都市公園と同じようになるのではないかと考えています。もちろん町の方々の散策としての機能はあるかもしれませんが、このような必要条件が失われますと、郷土財活用という理念からかけ離れてしまうのではないかと懸念しております。

ぜひ委員会設置後にはこの点についての提案をして、大槌の魅力を失わないように配慮してほしいと願っておりますので、コメントがあればお伺いします。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） ありがとうございます。

郷土財エリアの活用につきましては、郷土に残る貴重な動植物及び湧水を保護し活用する、大槌町郷土財活用湧水エリアの保全委員会を主体としまして、十分な協議を行いながら様々な事業を展開していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） よろしく申し上げます。

最後に、SDGsの取組についてなんですが、教育現場では先生方が様々な業務を抱えて、本当にタイトな時間内で活動していかなければならないということを十分承知しております。ましてや教育のことについて先生に、先生方に質問することは本当に釈迦に説法で申し訳ないということで恐縮ですが、先ほど教育長からSDGsに向けての自分ができることを考える行動を実施している答弁がありました。具体的な例の説明をしていただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） 白澤議員の御質問にお答えいたします。

具体的に、5年生理科について拾い上げて説明申し上げます。

インターネット等で17あるSDGsの目標について、児童それぞれが関心を持った目標について調べ、まずその目標についての理解を深めるという活動をします。その後、その目標を達成するために、一人一人が日常からできること等を考え、発表する時間を設けているということでございます。

例えば、7つ目の目標に、エネルギーをみんなに、そしてクリーンにという目標があ

りますが、これについて調べた児童については、持続可能再生エネルギーの大切さというのを改めて自分事として捉えるとともに、これからは日常生活において節電を心がけていこうというような意識を向上させるという機会にしております。

○議長（小松則明君） 以上で、臼澤良一君の質問を終結いたします。

11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時03分

○

再 開

午前11時15分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

澤山美恵子君の質問を許します。御登壇願います。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） おはようございます。議長のお許しを得ましたので、早速質問に入らせていただきます。

それでは、防災対策課と協働地域づくり推進課が新設され、課長も外部採用されました。今回は、この2つの課に関する質問をいたします。

防災については、私や同僚議員がこれまで行った質問について、当局の見解を改めて伺いいたします。協働地域づくりについては、3月に示された指針「第5－2協働地域づくりに係る役場の施策」について、伺いいたします。いずれも課題山積ですので質問項目が多くなってしまいましたが、時間が限られておりますので、御答弁は要点を捉え簡潔にお願いいたします。

それでは、昨年発行された「避難者ガイド」についてから伺いいたします。

まず1つ目に、公助についてです。「自分の命は自分で守る！」と目立つように書いてあるとおり、当局はここ数年、町民に自助や共助を強く求めています。公助について問いただせば、「早めの避難」を繰り返すばかりです。10年前の震災の経験から多くの反省と教訓を得たと思いますが、当局として果たすべき公助をどのように考えているのか伺いいたします。自助や共助ではなく、公助に絞った御答弁をお願いいたします。

次に、垂直避難と車中泊について伺いいたします。1つ目に、避難先の検討では、垂直避難や、親戚・知人宅への避難を呼びかけていますが、検討にはハザードマップが必要です。更新に当たり、改善点と配付時期をお伺いします。

次に、安全な場所での車中泊も呼びかけています。大雨の際は、車を守ることができ、買物やトイレを使わせてもらえることなどを考慮して、コンビニの駐車場に避難する人

もいるようですが、当局が言う「安全な場所」とは、どこを指しているのかお伺いいたします。

次に、徒歩避難と自家用車についてお伺いいたします。1つ目に、徒歩移動とありますが、徒歩避難は現実的なのかお伺いいたします。高台にあったり、家から離れていた避難所に、大きな荷物を持って、歩いて避難するのは非現実的です。新型コロナ対策で荷物はさらに増えますし、ペット連れ避難者もいます。見解をお伺いいたします。

次に、大雨の際、災害弱者の逃げ遅れを防ぐため、専門家は「行政がバスで町を回り、半ば強制的に避難させること」を提言し、実施している自治体もあります。希望者だけでもいいのでぜひ実現してほしいところですが、見解をお伺いいたします。

次に、自家用車については、「徒歩移動の手段しかない避難者のことを考え、遠くの避難所を検討」とあります。例えば、吉里吉里や浪板地区以外の住民は、城山公園体育館や大槌学園ではなく、旧金沢小学校体育館を検討することになるのかお伺いいたします。

次に、防災に関するその他の質問を行います。

1つ目に、大ケロ地区の避難所整備についてお伺いいたします。災害危険区域に指定されても、建物を鉄筋造りにしたり、2階以上の建物でピロティー構造にしたりすることで整備可能と考えますが、検討状況をお伺いいたします。

次に、SNSでの災害情報発信についてお伺いいたします。どこの道路が冠水したとか、どこの避難所がいっぱいになったなどの具体的な情報を、リアルタイムで、多種多様な媒体を使って発信してはどうかと提案してまいりました。昨年9月議会では、LINEは準備段階とのことでしたが、検討状況をお伺いいたします。

次に、避難場所や避難所への誘導看板設置についてお伺いいたします。看板はいつまでに設置されるのか。また、津波が到達した高さも表示すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、町方地区の水路についてお伺いいたします。町方地区では、山火事が発生した場合、消火するための水の確保は万全なのかお伺いいたします。

次に、避難に関する住民アンケートについてお伺いいたします。災害時、いつ、どこに避難するのか。町が避難所への送迎バスを出すとしたら、利用希望者はどれくらいいるのか。移動手段がなくて避難を諦めている人がいないかなど、避難に関する住民アンケートを取ってはどうかと提案したところ、当時の危機管理室長は「検討したい」と答弁をいたしました。検討状況をお伺いいたします。

次に、防災士の育成についてお伺いいたします。防災士養成研修講座が平成27年2月に実施され、町内会や自主防災組織など計50名が養成されました。大槌町防災サポーター連絡協議会を立ち上げたとも聞いております。その後の養成人数と、協議会の活動状況についてお伺いいたします。

次に、避難勧告と避難指示の一本化についてお伺いいたします。避難勧告を廃止し、避難指示に一本化する改正災害対策基本法が施行されました。避難指示は警戒レベル4に相当し、「危険な場所から全員避難」という意味です。2019年の台風19号では、当局がバスを出して住民を迎えに行き、避難所に移送したことがありました。県内初となる大雨特別警報が出されてから4時間後という非常に危険な中での移動でした。大雨特別警報は警戒レベル5に相当します。「命の危険、直ちに安全確保」という意味で、外への避難はしないことが原則です。改正内容を住民に周知する前に、まずは当局全職員への研修が必要だと思いますが、見解をお伺いいたします。

次に、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震についてお伺いいたします。内閣府が昨年まとめた津波浸水想定について、積極的に住民説明会を開く自治体がある一方、大槌町では、会議などでの説明にとどまっています。新型コロナ禍であっても、対策を取った上で説明会を開くべきと考えますが、見解をお願いいたします。

次に、協働地域づくりについてお伺いいたします。

多様な主体の連携・共創の創出についてお伺いいたします。

まず1つ目に、元気な大槌サポーターは、認定だけして終わり、フェイスブックだけつくってあとは放置にならないか心配です。ネットワークの形やその後の管理・運営についてお伺いいたします。

次に、コミュニティー協議会は、メンバーの固定化が気になります。自治会などでもそうですが、新たな「担い手」を見つけ、育てることが重要だと思いますが、見解をお伺いいたします。

次に、ICTを活用した意見・情報交換の場は、具体的にはどういったツール（例えばZ o o mやL I N Eなど）を使い、いつまでに設けるのかお伺いいたします。

次に、地域づくり団体を支える元気なふるさと応援センターが社協に委託されましたが、地域アドバイザーや地域コーディネーターの検証や反省なくして成功はないと思います。課題は何だったのかお伺いいたします。

最後に、中央公民館と地区分館についてお伺いいたします。「あるべき施設の運営体制

や活用方法を検討」とありますが、指定管理者制度は10月から導入する方針と聞いております。検討はいつ、どのような形で行われるのかお伺いいたします。導入まで4か月を切りました。導入を遅らせる予定はあるのか、指定管理者は既に内定しているのかも含めてお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 澤山美恵子議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、公助の考え方についてお答えをいたします。

公助は、官公庁や消防、警察、自衛隊などによる公的支援を指しており、町の責務としては、災害に強いまちづくり、防災意識の高揚、防災活動体制の整備、関係機関との連携、地域防災活動の支援などが挙げられます。具体的な取組として、情報伝達機能の充実、避難所機能の充実、防災マップの作成、自主防災連絡会の開催、出前講座の実施及び避難訓練などの自助、共助に関する支援を行い、災害に備える取組が挙げられます。また、災害時においては、避難所の開設、備蓄品の供給、人命救助、災害復旧及び復興に向けた避難所及び避難路を含めたハード整備事業等の取組が挙げられます。過去の災害の実績や教訓を基に、平常時、災害時問わず、公助として果たすべき役割を尽力してまいります。

次に、垂直避難と車中泊についてお答えをいたします。避難先の検討に必要なハザードマップについては、平成29年8月に発行した防災マップを現行版として活用しておりますが、発行から4年が経過し、新たな情報の更新が必要であること、またマップのレイアウト等に関する御指摘があったことを鑑み、昨年度からワークショップを開催するなど、防災マップの作成、更新に向けた取組を行ってまいりました。改善点については、地区の縮尺の拡大、大雨等津波被害想定との区別化、地域情報の記載及び防災に関する最新の情報を盛り込んだ、見やすく分かりやすいマップを目標に作成する予定であります。なお、配布時期については、県の土砂災害警戒情報や津波浸水想定情報などの更新時期を考慮しながら、本年度中の作成を目指し取り組んでおります。

次に、災害時の車中泊については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を避けるため、安全な場所へ移動した車中に避難することを指しています。安全な場所については、台風等の進路状況や災害の発生状況によって異なるため、一概に特定の場所を示すことは難しいですが、開設避難所に隣接する駐車場などが考えられます。町民の皆様におか

れましては、平常時からあらゆる災害を想定し、避難先の確認に努めるほか、災害のピークを迎える前の避難行動を徹底するようお願いするところであります。

次に、徒歩避難と自家用車についてお答えをいたします。初めに、災害時の避難を考える上では、平常時から避難先の確保、移動手段及び携行品について検討する必要があります。その中で、移動手段については、徒歩、自家用車、知人の車、公共交通機関が挙げられ、避難者ガイドには、災害に備え、平常時から、感染症対策を含め、考えていただくべきこととして掲載しました。徒歩移動の考え方については、大槌町地域防災計画の第7節避難対策計画に徒歩移動を避難時の原則的な移動手段として記載しております。ただし、自家用車での移動についても、あらかじめ避難するための方策として検討することを記載していることから、実情に応じた移動手段の確保に努めることと定めております。町では、徒歩を主たる移動手段としている方を考慮し、早期に避難所を開設する上で、明るいうちの早めの避難を呼びかけること、感染症を考慮した複数の避難所を開設すること、避難所内の感染症予防物品を完備した避難時の携行品の軽量化を支援することなど、徒歩移動者に対する負担軽減を図り、安全で安心な避難行動に資するよう対応してまいります。

次に、バスによる強制避難については、災害発生が予想される場合において、災害への警戒に関する情報伝達や避難所開設などを早期に実施し、強制的な避難を行う前に、避難に必要な対策を講じることとしております。また、避難所開設等に多くの職員が動員されることから、バスによる強制避難は実現が困難であるため、現行においては考えておりません。

次に、自家用車による避難については、開設可能な避難所数や徒歩を主たる移動手段とする方を考慮し、自家用車で移動できる方は複数の避難先の確保について検討いただくという趣旨の下、避難者ガイドを掲載しました。開設する避難所は、過去の災害実績を基に、また感染症対策や運営スタッフの配置等を考慮し開設する予定ですが、風水害に対する安全性を分析した上で、さらなる複数の避難所開設についても検討していることから、一概に旧金沢小学校体育館への避難を促すものではないことを御理解願います。

次に、大ケロ地区の避難所整備についてお答えをいたします。町が指定する避難所は、避難者の安全性を考慮し、災害区分に応じた避難所の確保に努めております。大ケロ地区は1丁目周辺が東日本大震災津波の水浸区域にあるほか、地域内の大部分が、昨年度県が指定した大槌川の想定最大規模による洪水浸水想定区域に該当するため、避難所の

立地に適していないことから、大ケ口地区の避難所整備は、現状では難しいと考えております。

次に、SNSでの災害情報発信についてお答えをいたします。災害情報発信については、防災行政無線や岩手モバイルメール及び災害時のエリアメールなど、確実な情報が得られるよう、信頼できる媒体を活用し、的確に情報を伝えるよう、現在進めております。これらの情報伝達手段に加え、本年3月にヤフー株式会社と災害に係る情報発信等に関する協定を新たに締結し、ヤフー防災情報やヤフージャパンアプリを活用した防災情報の配信を開始したところであります。当該アプリを取得し、大槌町に地域設定をしている方に、プッシュ型で防災情報を通知される便利なサービスとなっております。また、検討しておりますLINEについては、町の公式アカウントを新たに取得し、現在運用開始に向け準備を進めているところであります。

次に、避難場所や避難所への誘導看板設置についてお答えをいたします。避難所への誘導看板については、さきの定例会の答弁のとおり、災害発生時に避難を促すための重要な目印となることから、状況等を勘案しながら、整備に向け進めることとしております。整備に当たっては、設置場所の検討、看板のタイプやデザイン及び作成に係る所要の計画等が必要であることから、早期に設置できるよう努めてまいります。また、津波の高さの表示については、看板の設置場所やタイプによって表示の可否に影響するため、状況を見据え、判断してまいります。

次に、町方地区の水路についてお答えをいたします。町方地区での山火事が発生した場合には、消火栓、防火水槽または河川等を利用した対応とします。町方地区の消防水利については消火栓が26基、防火水槽が3基設置されており、消防水利の基準を満たしております。

次に、避難に関する住民アンケートについてお答えをいたします。町では、避難時の参考となるよう、避難者ガイドの発行や広報誌等を通じた防災情報の発信など、いわゆる防災情報の提供に関する取組を中心に行ってまいりました。御提案いただきました住民アンケートは、避難に関するニーズを確認できるほか、アンケートを通じ、町民の避難に関する意識の醸成が図られるものと考えていることから、実施に向け前向きに検討いたします。

次に、防災士の育成についてお答えをいたします。防災士の養成については、地域の防災リーダーとなる人材の育成と、町職員の防災対応力向上を図る目的から、町民や町

職員及び町内事業者等を対象に、大槌町防災士養成研修講座として、平成26年度に事業を実施いたしました。当該講座により防災士資格を取得した方は50名で、その後の養成人数については、令和元年度から行われている県主催の防災士養成研修会により資格を取得した6名となっております。また、大槌町防災サポーター連絡協議会については、防災サポーターの相互連携を強化し、より活動的に防災活動が推進されることを目的に、平成28年度に発足したところではありますが、現在は活動が停滞している状況にあります。今年度も継続して県主催の防災士養成研修会受講者への助成金の支出を行い、防災士の育成に取り組むとともに、防災サポーター連絡協議会の現状の把握を実施し、自主防災組織の活性化による地域防災力の向上に努めてまいります。

次に、避難勧告と避難指示の一本化についてお答えをいたします。去る5月20日、改正災害対策基本法が施行され、避難情報に関するガイドラインの変更や、災害対策の実施体制の強化等に関する規定が改正をされました。避難情報の変更については、施行日に合わせて町のホームページへ内容を掲載したほか、広報6月号にも情報を掲載したところであります。令和元年度の台風19号の災害の際には、大ケロ地区の大槌川堤防決壊のおそれが発生し、垂直避難だけでは周辺住民の命に危機が迫っていることから、消防署からの要請もあり、緊急措置としてバスを利用した避難を実施いたしました。今回の法改正により、警戒レベル4、避難指示の段階で必ず避難することが示され、今後町民への浸透をさせるため、細やかな情報発信を行い、避難意識の醸成に努めなければならないと考えております。災害時に公助の役割を果たす職員についても、改正内容の周知を図り、優先度の高い避難所運営に係る職員の研修から取組、段階的に研修を進め、全職員の研修実施となるよう努めてまいります。

次に、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震についてお答えをいたします。日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルについては、これまで自主防災連絡会や防災ワークショップ等を通じ、町民へ周知を図ってまいりました。当該巨大地震モデルに関する津波浸水想定は、他自治体に比べて、当町の浸水被害想定が小さく、各地区の区画整理事業で整備した住宅地への浸水も想定されていないことから、この内容に限定した説明会の実施の必要性はないと考えております。なお、当該巨大地震モデルによる浸水想定は、平成30年3月時点の地形地物を基に検討されたものですが、現在県がシミュレーションしている新たな津波浸水想定は、最新の本年3月時点の地形地物を考慮した上で、過去の浸水実績と当該巨大地震モデルを併せたものとなります。今年度策定を予定の防災マッ

プにおいて、現在県が実施している浸水想定を記載することとしていることから、県の浸水想定公表時期及び防災マップの完成に合わせて説明会を実施する予定であります。

次に、多様な主体の連携・共創の創出についてお答えをいたします。元気な大槌サポーターは、多くの町民や、町外でも大槌に関心のある方々に、大槌の魅力ある地域づくりに積極的に関わっていただけるような環境が創造されることを狙いとしています。例えば町や地域、サポーターが企画するイベントの情報発信と取得をサポーター間で相互に行い、イベントの共同企画の実現や運営体制の連携、活性化につながるなどの相乗効果が期待されます。また、まちおこしや地域づくりについて何かしたい、今やっていることをさらに良いものにしたいと考えている個人や団体とサポーターをマッチングするなどして、新たな視点からの地域支援につながる可能性があることから、サポーター制度の早期立ち上げに向けて企画を検討しているところであります。このような発展的な企画推進を継続して進めてまいりますので、議員が御懸念されるような、放置にならないような運営になるものと考えております。また、これらを推進するための一つの方法として、ICTの活用も視野に入れながら、現在検討を進めております。

次に、新たな担い手についてお答えいたします。地域づくりの担い手不足は、少子高齢化、人口減少等による全国的な課題であり、当町においても同様に大きな課題として認識をしております。この課題に対応するため、今年度元気なふるさと応援センターを開設しました。これは、センターに配置した大槌町社会福祉協議会のふるさと支援員とともに地域に入って、町民の皆様とともに地域づくり活動を活性化しながら、地域づくりへの関心を高め、元気なふるさと大槌を後世につないでいくもので、このような積極的な地域への関わりにより、担い手に対する課題の解決につなげてまいりたいと考えております。

次に、ICTを活用した意見・情報交換の場についてお答えいたします。現在、町民と町のコミュニティー形成の場といたしまして、自治会町内会や各種団体、町民が一堂に会して地域づくりについて考えるコミュニティー協議会を開催し、町民と意見交換を重ねています。一方では、比較的若年層の方の意見は、地域団体の役職に属していないことや、仕事や学業により時間をつくることができないなどの理由により、地域づくりに対する意見を反映する機会を捉えにくい状況にあります。この解決策として、ICTは有効な手段と考えております。ICTは、若年層をはじめ幅広く利用されており、今まで知り得なかった、若年層を抱える地域課題の把握やまちづくりの発想などの把握も

可能とするもので、誰もが大槌のまちづくりに意見を発言できる環境を整えたいと考えております。

ICTツールの活用につきましては、どのような機能を備えるべきか、幅広く市民のニーズを把握するとともに研究し、気楽に利用しやすい継続性のあるツールを慎重に選定し、その運営に向けた準備を進め、来年度中に実現に向けて邁進してまいります。

次に、地域アドバイザーや地域コーディネーターの課題についてお答えをいたします。被災された市民の皆様は、仮設住宅等から恒久住宅へと2度の引っ越しを余儀なくされ、その都度移転先でのコミュニティー構築は大きな課題でありました。恒久住宅への移転では、隣に誰が住んでいるか分からない不安という、コミュニティーが不安定な状況であったことから、地域の困りごとを解決するため、地域コーディネーターとその活動の助言役となる地域アドバイザー、担当課の地区担当職員の連携により、コミュニティー支援を取り組んでまいりました。しかしながら、前にも御質問ありましたとおり、担い手不足や近所同士のつながりの希薄化などによる地域課題は今なお顕在しております。こうした課題の解決に向けて、ふるさと支援員という専従人材による支援を行ってまいります。

次に、中央公民館と地区分館についてですが、当該施設は教育委員会所管の施設であります。協働地域づくり推進指針に関する御質問でありますので、私がお答えをいたします。

このことにつきましては、本年3月定例会におきまして、その方針及び予定を御説明申し上げ、本年度4月以降、関係各部署において鋭意具体的な検討を進めたところであります。その結果といたしまして、中央公民館及び地区分館の指定管理制度導入に向けては、その施設の管理運営を指定管理者に行わせるための大槌町公民館条例の一部改正について、議員の皆様のお承認をいただき、それを受けて指定管理者を選定の上、その内容等について、大槌町公の施設指定管理者選定委員会へ諮り、その結果を踏まえて、指定管理者の指定につきまして議員の皆様からの御承認をいただく必要があります。これらのことから、中央公民館の10月からの指定管理による管理運営につきましては見直しが必要であると考えており、その当該指定管理者につきましても、これからの選定となりますことにつきまして、御理解をいただきたいと存じます。

このような予定の変更となりますが、さきにお示しした方針につきましては何ら変わるものではなく、施設の利用者や市民の利便性の向上を目指し、引き続き推進してまい

ります。

地区分館につきましては、地域住民の活動拠点として活発な利用がされるよう、地域に密着した団体を指定管理者の候補の一つとして念頭に選定したいと考えております。そのためにも、地域団体における安定的な運営がされるよう、地域との話し合いを丁寧に重ねながら、円滑な指定管理者制度導入に向けた取組を進めてまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。また、回答については要点を捉え、簡潔にお願いいたします。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） それでは、再質問させていただきます。

避難者ガイドについてお伺いいたしますが、避難者ガイドでは、町民に様々な検討を求めていますけれども、ガイドの内容というのは、町民が検討するための情報も不足していると感じましたので質問いたしました。

それでは、ハザードマップについてお伺いいたします。

本年度中の作成とあるので、今年のこの大雨シーズンには間に合わないと思いますが、ガイドで町民に検討を呼びかけているうちは、できる限りの情報、それから検討材料を町民に示すことが公助なのではないでしょうか。県の発表を待たなくても、町独自の対策が必要かと思えます。

答弁にある改善点のうち、地区の縮尺の拡大をただけでもいいと思いますが、今年の大雨にも間に合うように、仮のマップっていうのはできないものなんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○災害対策課長（田丸正人君） ただいまの澤山議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

既に防災ワークショップにおいて町民の皆様の様々な御意見も頂戴しております。また、県の被災報告、津波報告等についても、今現在検討中でございます。また、他市町村、県外を含む他市町村の防災マップ、こういったものも収集しまして、できるだけ後戻りのない見やすいものをとということで、現在検討しております。

直近のところでは4社の出版社とも連携をし、どのようなものが最適かということで今検討しておりますので、個々に修正を加えるのではなく、できるだけ完成度の高いものを町民の皆様に御提示したいと、このように現在は考えております。

以上でございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） そういう答弁が返ってくるとは思っていましたが、であるならば、本当に早めの作成をお願いいたしたいと思います。

それでは、続きまして、安全な場所での車中泊について、答弁には一概に特定の場所を示すことは難しいとありますけれども、当局で難しいんだったら町民はもっと難しいと思います。それから、避難所に隣接する駐車場などがありますけれども、結局は車での避難を呼びかけることとなりますよね。地域防災計画では原則徒歩避難としつつも、実情に応じて車での避難もオーケーというのであれば、避難者ガイドにもそういうふうに掲載すべきだとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○災害対策課長（田丸正人君） 基本原則の徒歩による避難については変わりございません。ただし、徒歩を可能とさせるために、いち早く危険を察知し、それを町民の皆様へ呼びかける、これを大前提とさせていただきたいと思います。

ただ、災害によりまして様々なリスクも想定されると思いますので、それに応じた避難というものを否定するものではございません。

以上です。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） ありがとうございます。

それでは、時間もないので次に行きます。

大ケ口地区の避難所整備については厳しいという答弁でしたけれども、私はそれが十分に分かって質問いたしました。私がお聞きしたかったのは、厳しいけれども、ではどうするのかということです。公助について質問したところ、避難所機能の充実とありました。そういうふうに認識していながら、なぜ充実させないのでしょうか。

再度お聞きいたしますが、厳しいから整備しないで終わりでしょうか。大ケ口地区の堤防は決壊寸前まで追い込まれました。考えたくはないんですけれども、また同じようになる、あるいは今度こそ決壊してしまう可能性は十分にあるわけです。そうなれば、想定外では済まされなくなります。あるんだったらば、想定されることに対して、当局はこのまま何もしない、手を打たないのでしょうか。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○災害対策課長（田丸正人君） 澤山議員の御質問にお答えしたいと思います。

大槌川流域の48時間以内の降水量、259ミリから最大795ミリ、これが想定されております。我々はいち早く避難を呼びかけること、これを第一とし、万が一の孤立化、それによる二次被災、これを避けたいと、そういうふうに懸念しております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 避難所の整備のことについては。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○災害対策課長（田丸正人君） 最大規模の降水量を想定したとき、避難所を構えたとしても、そこが孤立化するということがリスクが高いと考えておりますので、できるだけ安全な場所に早く移動する、これが最善策というように認識しております。

以上です。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 1丁目は津波浸水区域でできないですか。2丁目は洪水浸水想定区域でできない。だったら、山際に整備することもできると思うんですけども。前の私が一般質問で質問しましたけれども、三枚堂トンネル付近の出口に、大ケロ川のですよ。そこにピロティ型とかRC型構造で造ったらどうかって提案したんですが、それもかなわないということなんですね。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○災害対策課長（田丸正人君） 大ケロトンネル付近の立地につきましても、事前に調査しております。土砂災害を含め、降雨のときにはこの地点も非常に危険だというふうに判断しております。

以上です。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。どうぞ。

○5番（澤山美恵子君） 大ケロ地域は震災で被災された方が、安心を求めて大ケロ地域に再建をされました。人口もかなり増えています。そこに避難所はありません。大雨が降るたびに不安を抱えていなければ、抱えながら生活していかなければなりません。であるのであれば、人口の多い大ケロ地域に避難所を造らないのであれば、避難所ガイドにある大ケロ地域のあの城山体育館になっていますけれども、だったらその避難道を安全に避難できるように整備すべきではないでしょうか。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○災害対策課長（田丸正人君） 繰り返しの答弁になって恐縮です。

いち早く町民の皆様へ避難していただくために、できるだけ適切な判断を我々職員ができるように訓練を重ね、それとできるだけ精度の高い情報を発信し、避難していただく。これに尽きると現時点では判断しております。

○議長（小松則明君） いや、城山の道路を整備したらいかがでしょうかという。どうぞ、課長。当局。時間を止めてください。どなたか、当局。

澤山美恵子議員に対しての質問事項でありますし、その分の担当課もしくはそれに関する情報をお持ちの方。

では、町長。

○町長（平野公三君） 城山にある道路ですけれども、やはり日頃でも歩いている方々も大分危ないということをおっしゃっております。きちんとその辺避難路、避難所、避難経路として、整備の必要性については考えておりますけれども、今のところそこを通じてということなく、先ほど防災対策課長が話をしたとおり、そこを通らなくても早い段階で避難できるような、早めの避難を促すということが必要だと思います。

しかしながら、やはり避難、急遽で上がってくる場合の状況もございまして、その辺はしっかりと検討して、整備の必要性について考えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） それでは、安心しました。事前避難も実現困難となっておりますので、ぜひその避難道の整備はしっかりとさせていただきたいと思っております。

それでは、次に、ヤフーについては分かりました。でも、これでは私は求めているような具体的な情報は流されませんよね。ツールを増やしても中身が充実していなければ意味がないと思うんですが、今準備を進めているLINE、こうした具体的な情報を流す予定というのはありますか。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○災害対策課長（田丸正人君） 澤山議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在の町のインフラをどのように最大限に活用するか、これを前提に日系、外資系含め、多くの企業の皆様と今意見交換をしております。来週16日までに都合4社、大手のメーカーといろいろな広い視野に立って情報収集し、何が一番ベストかということ、こういうことを今整理している段階でございます。

ヤフーということは、現時点での新しい手段ではありますが、近い将来を見据えて、どのようなことが最善策かということをお伺いさせていただいているところでござ

ざいます。

以上です。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 分かりました。

それでは、続いて誘導看板についてお聞きしますけれども、これは設置時期を聞いたんですが、明確な答弁はありませんでしたけれども、震災から10年がたっても時期を示さないというのは、遅すぎるのではないかと思います。津波の高さ表示についても同様ですけれども、状況等を勘案したり、状況を見据えているのも大事なことだと思いますけれども、これって一日も早くやったほうがいいのではないのでしょうか。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○災害対策課長（田丸正人君） お答えしたいと思います。

現在設置場所あるいはデザイン等々を含めまして検討しております。今年度内までに所定の予算内でできる最大限の掲示を図ってまいります。

以上です。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） それでは、次に、町方地区では消防水利の基準を満たしているとありますけれども、過去に発生した山火事と同じ規模の山火事が発生しても十分消化できるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（三浦浩二君） お答えいたします。

林野火災の場合、119番通報などで火災を確認した際には、防災航空隊の出動要請あるなしにかかわらず、防災航空隊がすぐに出動できるよう連絡を入れております。それで、空中消火が必要と判断した場合には防災へりの要請を行い、空中から、地上からの消火活動を行います。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） では、十分に消火できるという認識でよろしいんですね。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（三浦浩二君） そのとおりでございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） それでは、町方の人たちは本当に安心して生活できると思いま

す。ありがとうございます。

次に、防災士についてお聞きいたしますけれども、平成26年で、1回で50人。その後数年間ではたったの6人ということです。連絡協議会も停滞しているということで、なぜそういうふうになってしまったのかちょっと悲しくなりますけれども。

皆さん既に御存じかと思えますけれども、震災や大雨で多くの犠牲者を出した自治体のうち、陸前高田市では防災マイスターの養成とか、釜石市や岩泉町では職員や市民の防災士習得に取り組んでいます。震災で県内最悪の被災率となった大槌町でも精力的に取り組んでいくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

例えば、これは釜石市の広報なんですけれども、昨年2月に防災士養成研修講座に60人を募集しています。これに比べて、大槌町の防災士習得は、今後も毎年数人程度にとどまるのでしょうか。また、協議会の再開はいつ頃を目指しているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○災害対策課長（田丸正人君） 澤山議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在の課内の協議について申し上げたいと思います。

防災士認証取得、これは目的ではなく手段というふうに認識しております。地域防災の底上げのためにも、町の戦力アップのためにも、この防災士をいかに活用していくか、一緒に成長していくかということを第一に今後取り組んでまいりたいと思っております。

具体的なことを少しだけ申し上げさせていただきたいと思います。現在、課内の協議としましては、幾つかのステップに分けて、新しく捉える方、これ青少年も含めてなんですけれども、ちゃんと現在教育プログラムを策定しております。今教育資料のほうも作っているんですけれども、数か月お時間頂戴し、また予算の背景を確認した後にこういったことを、防災リーダーという形でしっかりと育成をしていきたいし、それを実務として町の防災に役立てる戦力にぜひともしていきたいと決意しておりますことを御報告したいと思います。

以上です。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） ありがとうございます。

それでは、日本海溝・千島海溝の説明会は絶対に私は開くべきだと思いますが、答弁では浸水被害想定が小さくて、住宅地への浸水も想定されていないとありますけれども、この考え方っていうのは非常に私危険だと思います。震災の教訓として、想定に捉われ

るなというこの考え方があるのは御存じでしょうか。想定外を想定することが当局の役目ではないのでしょうか。日本海溝・千島海溝で本当に被害がないとしても、説明会は開くべきです。

最近地震が多いですね。宮城県沖とか地震を心配する町民も多くいらっしゃいます。そうした不安を酌み取って、しっかり応えてやるのが公助ではないのでしょうか。改めて説明会の開催を要望いたしますが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○災害対策課長（田丸正人君） 御質問にお答えしたいと思います。

現在、県の防災シミュレーションの資料、研さんを受けている最中でございます。不確かな情報を開示するリスクもありますので、できるだけ確実な情報に基づいて、町民の皆様にご説明をしていきたいと思っております。

説明は必ずします。ただし、その時期については県の方向性、これをちゃんと見定め、我々が納得した時点で説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） ありがとうございます。

内閣府も、防災意識の向上という意味でも、地域住民の意識啓発の必要性を説いています。説明会を重ねていくことで、それが町民の防災教育であったり訓練であったり、それがまたこの協働にもつながっていくと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次に、協働地域づくりについて御質問いたします。

元気な大槌サポーターについては、放置にならないような運営になるものと考えておりますとありますけれども、この言い方随分他人事のように感じますけれども、ネットワークの形やその後の管理運営についてはいつ決まるのでしょうか。簡潔にお願いいたします。

○議長（小松則明君） 協働推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 時期につきましては、指針に定めて、今回お披露目させていただいておりますので、新たな事業となりますことから、いろいろな、どういうツールがあるのか、あとは様々管理運営体制とかがあってということも含めて、来年度に向けて実施を図りたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 次に、コミュニティー協議会のメンバーの固定化についても、そもそも当局としては問題視しているのかしていないのか。また、問題視しているのであればその具体的な対策をお伺いいたします。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 私どもといたしましても、議員御懸念されているとおり、これは大きな課題だと認識してございます。

その対応策といたしまして、今年度から新たに大槌元気なふるさと応援センターということで開設いたしまして、直接地域に入って行って、いろいろな御相談なり御意見を頂戴しながら、この課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） それでは、次に、地域アドバイザーやコーディネーターについて、これまで何度も一般質問で取上げましたけれども、その実態が明確に見えないまま終わってしまって、4月から新しい体制になりました。ここには毎年かなりの予算がぎ込まれていますけれども、PDCAサイクルはどうなったのでしょうか。地域アドバイザーとコーディネーターの評価と改善点について、簡潔にお答えをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） こちらにつきましてですけれども、地域アドバイザー、地域コーディネーター、いわゆるそういった活動をずっと地域の方々に参画いただいております。その課題につきましては、先ほどお話ししたとおり、そういった地域の皆さんの地域づくりに対する思いによりまして御参加いただいております。そこで、やはり課題として注視されているのが、先ほど来課題となっている担い手不足であったり、固定化ということで認識されてございますので、そういったことを受けて、先ほどの話につながるのですけれども、元気なふるさと応援センターのそういった働き、作用というものにつなげているということでございます。

以上です。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） いいです。また後で質問いたしますけれども、中央公民館と地区分館の指定管理については、答弁の意味が分からなかったのを確認したところ、導入は10月以降になるということでした。答弁には議会の承認や選定委員会に諮る必要があ

るため見直す必要があるとありますが、これって事前に分かっていたことなんではないでしょうか。予定どおり検討を開始していれば、当然条例の改正は6月議会に間に合ったわけですし、6月議会での改正が成立していれば、9月のこの指定管理開始には問題がなかったわけですよ。なぜ6月議会に条例の改正を上げられなかったのかと、それを誰も気がつかなかったんですか。その経緯をお伺いいたします。中央公民館と地区分館のことについてもお願いいたします。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 御質問のとおり、10月ということでは、本年3月の定例会におきまして御説明をさせていただいております、議員おっしゃるとおり本当に最短であればそのときに見込みとしてそういった予定をお示したところでございますが、その以降、その時期と並行いたしまして、現実的な手続であるとか、相手方とかいろいろ、様々検討したところ、今回回答をさせていただいておりますとおり、ちょっと10月1日についての開始については困難だということで、そういった経緯に至ったものでございます。

以上です。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 10月以降になるって分かったのはいつ頃なんですか。

○議長（小松則明君） 協働課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 本年度に入ってからということになります。4月以降でございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） であるんだっつらば、5月に全協を開いて説明するべきだったんじゃないでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 確かにそういったことのタイミングもあったかと思いますが、ただいま申し上げましたとおり4月以降ということで、5月の全協に向けてきっちりその辺の内容を御説明できるような詰めといいますか、まだちょっと途中でございましたので、今回この件こういった形での回答という運びになったのですが、そういった事情もあって、今議員お話があった、御質問のあった時期にはお示しできなかったということでございます。どうぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（小松則明君） 澤山美恵子君。
- 5番（澤山美恵子君） 指定管理が遅れることで、当初予算の変更ってあるんでしょうか。
- 議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。
- 協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 予算の変更ということの御質問でございますが、御案内のとおり今年度、令和3年度の予算につきましては、公民館の予算というのは12か月分の6ということで計上させていただいていると承知してございますので、当然10月から遅れるということであれば、その辺の変更ということも想定されるというふうに認識してございます。
- 議長（小松則明君） 澤山美恵子君。
- 5番（澤山美恵子君） 増額が発生するわけですよ。それって余計な支出ではないんですか。
- 議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。
- 協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 当初予算を組んだその総額につきまして、10月と想定されていた分の9月までの管理費ということで計上していますので、今のところは総額については変更ないものというふうな形では認識してございます。
- 議長（小松則明君） 澤山美恵子君。
- 5番（澤山美恵子君） では、ないということですね。増額はないということですよ。
- 議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。
- 協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） そのとおりでございます。当初予算組んだのは全体管理費、年間の管理費ということで上げたものに対して、10月を想定した形であらうという上げ方に至ったものでございますので、その方針が、大きな変更がなければ、今のところは総額に対する変更は見込んでいないというところでございます。
- 議長（小松則明君） 澤山美恵子君。
- 5番（澤山美恵子君） それでは、安心しました。増額が発生することによって本当に無駄遣いになるし、また財政が苦しい、苦しいって言っているのにそういう増額があるとなれば、本当に怠慢じゃないかって私言おうと思ったんですけども、安心しました。
- 今回2つの質問をさせていただきましたけれども、新しく来られた課長に期待して質問させていただきました。

防災に関しては、命を守るということなんですけれども、やっぱり地域共同推進課の

課長も、防災対策課長にも、大槌をよく知ってもらうためには、外に出て町を歩いていただきたいと思います。そして、また防災課長には、町のどこに避難所があつて、その周囲はどういうふうになっているのかとか、それから避難道を歩いて、どこに危険な箇所があるのかないのかとか、高齢者とか妊婦とか障害者の方たちの立場になって歩いてもらいたいと思います。そして、推進課の課長も地域に出向いて、いろいろな方たちと話をし、情報を収集して、今後活躍をお願いいたしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小松則明君） 以上で、澤山美恵子君の一般質問を終結いたします。

13時25分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時13分

○

再 開

午後1時25分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

菊池忠彦君の質問を許します。御登壇願います。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 大志会の菊池忠彦でございます。議長のお許しが出ましたので、通告に基づいて一般質問させていただきます。

その前に、昨日先輩議員でもある及川議員の訃報を耳にいたしました。議員生活の上でのお付き合いは1年にも満たず、大変短いものでございましたが、よく激励の言葉をいただいたことが思い起こされます。本日開会の前に議長がおっしゃったとおり、及川議員はまちづくりに心血を注がれた方でございます。その遺志を継ぎ、私も町民が暮らしやすいまちづくりに邁進していく所存でございます。謹んで及川議員の御冥福をお祈りし、残された御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回、私は大きく3つの質問を準備させていただいております。順を追って質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、大きい1つ目、学校給食センターについてでございます。

学校給食の提供手法として様々な手法がある中、当町ではセンター方式を用いており、数百食の給食調理拠点（学校給食センター）を設け、そこで大量調理を行い、そこから配送車により各学校へ食缶等で給食を届けております。

当町の学校給食の歴史は、1974年（昭和49年）、新港町にセンターを整備し学校給食が

スタート、その後同センターは2012年（平成23年）に5億5千万円をかけて吉里吉里地区に移転整備し、現在約800から900食を賄う施設として稼働しております。稼働から10年が経過する今、センターの運営に関し様々な問題点が浮き彫りになってきていると認識しておりますが、そこで次の点をお尋ねいたします。

1点目、大槌町給食センターは開設当初より、調理業務を請負契約として民間に委託しております。業務の効率化や経費の節減といった大きな効果が見込まれる反面、近年では予算規模縮小などにより、受託業者へのしわ寄せが生じていると感じております。予算縮小の弊害として、作業環境悪化による調理員への負担、機器の更新・メンテナンスの遅れ等、結果としてそれは、受託業者に無駄な労力と人件費がかかることにつながります。当局の御見解を伺います。

2点目、学校給食センターは、災害時において緊急食糧基地としての役割を持ち、加えて、ライフラインが停止した場合でも炊き出しが可能な施設でなければなりません。大槌町地域防災計画では、災害時の炊き出し施設として学校給食センター4,000食（おにぎり）、中央公民館40食（おにぎり）としておりますが、学校給食センターには備蓄米もなく、防災備蓄倉庫も整備されていません。また、災害時、非常用発電装置に切り替え、フル稼働で炊飯を行うも、電力不足のため炊き出しもままならないことは、給食センター開設当初より指摘されております。大規模災害時の食に関する危機管理や防災対策への考え方、あわせて災害時における学校給食実施体制の構築について伺います。

3点目、学校給食は学校教育の一環であり、児童生徒の健康や食生活を支える大切な分野ではありますが、近年給食の食べ残し、残食が問題視されております。2015年、環境省が発表した「学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査結果について」では、平成25年（2013年）度で、児童生徒1人当たり約17.2キログラムの食品廃棄物が発生しているとの調査結果が出ております。当町の学校給食も決して人ごとではなく、岩手県内において残食がワーストの部類に入るのではというお話も聞こえてまいります。当町の残食の現状、また残食を減らすための食育・環境教育にどのように取り組んでいるのか、御見解を伺います。

大きい2つ目でございます。傾斜地における住宅地について。

東日本大震災後、防災集団移転促進事業、また民間住宅地開発などで高台移転が進められ、傾斜地、高台を居住地にする町民も一気に増加しました。一方で、町内全域至るところで古くから傾斜地・丘陵地に建つ住宅地が散見されます。とかく傾斜地と言え

土砂災害対策に議論が向くところではありますが、本質問では視点を換え、傾斜地に建つがゆえに抱える住宅事情の問題について議論すべく、次の点を伺います。

1点目、傾斜地の住宅に居住する高齢者の懸念事項は、主に「生活支援」、「移動手段」、「住環境整備」が挙げられますが、行政としてどのように認識し、必要な対策を講じているのか御見解を伺います。

2点目、傾斜地を通る町道高森団地線沿いは、高齢者世帯の増加により、除雪作業が困難な世帯が多い状況にあるという理由から、2015年8月に「町道高森団地線融雪施設工事」の住民説明会が開催されました。本計画のその後の進捗状況を伺います。

大きい3つ目でございます。歴史文化の掘り起こしについて。

去る5月3日からの3日間、大槌町文化交流センター「おしゃっち」にて、前川善兵衛関連の資料展示、また研究者の解説会が開催されました。期間中大変好評で、改めて町民の歴史文化への関心の高さをうかがい知ることができました。これまで議会あるいは一般質問などでも、歴史文化全般について度々議論されてきましたが、その後の歴史文化の振興に議論が十分に生かされていないと感じております。円滑な文化財保護行政を進めていただくという見解から、次の点を伺います。

1点目、歴史文化保全の指針でもある「歴史文化基本構想」策定についての当町の認識、あわせてその取組を伺います。

2点目、前川善兵衛以外の歴史文化や文化財についても十分な調査研究が必要と考えますが、当局の御見解を伺います。

3点目、大槌町文化財保護条例には、文化財の保存及び活用に関し、重要な事項を調査・審議するための文化財保護審議会及び審議委員についての規定はありますが、調査研究するための調査員に関する規定が設けられておりません。町内に所在する歴史文化財の発見（掘り起こし）と調査という観点から、当町在住者の歴史研究者との連携、文化財調査員の外部委託はしかるべき対応策と推察いたしますが、御所見を伺います。

以上、大きく3つの質問でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 菊池忠彦議員の御質問にお答えをいたします。

学校給食センターの設備と調理機器の修繕等につきましては、教育長が答弁します。

次に、大規模災害時における食に関する危機管理や防災対策への考え方と学校給食実施体制の構築についてお答えをいたします。

災害時には、避難先となる避難所において食事の提供が可能となるように、各避難所にアルファ化米等の備蓄食料を準備しております。大規模災害時において、大槌町地域防災計画において、陸上自衛隊岩手駐屯部隊に対し、災害派遣要請に基づく炊き出しを実施いただくよう定めており、炊き出しに係る資機材について準備していただき、仮設の供給施設にて実施していただくことを想定しております。食料調達については、災害対策本部長の指示の下、岩手県や日本赤十字社岩手県支部と連携を取りながら食糧調達に取り組むとともに、災害協定を締結している業者から弁当、おにぎり、パン等の食糧調達も実施するものとしております。学校給食センターについては、ライフラインや調理員の確保ができなければ稼働することは難しいことから、大規模災害時には稼働できないことも想定しており、炊き出し等の食糧供給計画を策定しております。

残食の現状と食育の取組については、教育長が答弁いたします。

次に、傾斜地の住宅に居住する高齢者に必要な対策についてお答えをいたします。

身体の可動範囲が制限されることで日々の生活に支障を生じることは、高齢者のみならずハンデをお持ちの方も同様であり、この方々が安全かつ快適に暮らし続けられるよう支えたり、力添えすることが行政の役割の一つであると考えております。三陸沿岸の町である大槌は、背後に山を背負っている地形から、平坦部よりも傾斜部が大半を占める町であり、この環境を受け止めつつ、これまで歴史を紡いできたものと考えております。

医療の進展や食生活の変化から、平均寿命が毎年更新され、全ての国民が安全に、快適に暮らしていくための方策は多種多様に広がりつつあります。このような状況において、町といたしましては、食生活の改善を図り、適度な運動により健康な体を維持し続けられるよう、健康増進事業に取り組んでおります。自分の歯で食事を取り、自分の足で歩くといった、いわゆる健康寿命の延伸化に向けた研修会や運動教室の開催を行っております。また、身体の不調により日常の生活や移動、暮らしに支障を来している方につきましては、地域見守りの支援のほか、ケアマネジャーや地域包括支援センターとの連携の下、介護福祉用具の貸与、屋内外へのスロープの取り付けや改修などの助成を行い、事故予防の対策支援を実施しております。

今後におきましても、外出を控える高齢者が増加しないよう、ぴんころ体操の普及やウォーキング教室などの開催などといった介護予防を進めながら健康維持を図るとともに、介護が必要になられた方につきましては、ケアマネジャーとの連携を密に、細かな

ニーズの把握に努め、関係機関と連携し、必要なサービスの提供を進め、安心して生活ができるよう配慮してまいります。

次に、町道高森団地線融雪施設工事についてお答えをいたします。

町道高森団地線融雪施設整備事業は、平成27年度に行われた東日本大震災津波復興計画に係る事業検証プロジェクトにおいて当面の間休止、D評価としました。その理由として、高森団地以外にも急勾配道路があるため、町全体を調査の上、安価で効果的な融雪計画を策定し、効率的に事業を進めることが必要なこと及び、町としては復興事業を優先することが急務であるため、本事業については再検討を前提として、当面の間休止と判断したものであります。

事業検証の中で、必要性については、道路勾配がきつく、冬期間の除雪ができない町道であり、積雪時、路面凍結時の車両、歩行者の利用において危険であるため、安全安心な生活環境の整備として必要であるとあり、その必要性については強く認識しているところであります。

事業検証時において検討した融雪方法は電気ロードヒーティング案で、概算工事費は3,600万円です。この案ですと、融雪時に電気料金が発生し、想定される年間電気代は60万円です。また、課題として、高森団地以外にも同程度の勾配の町道が少なくとも4路線あり、この4路線にも同じ案を採用し、同様の整備を行った場合、年間電気代の総額は300万円程度に上がることが想定されます。事業検証では、復興期間の間休止としておりますので、復興期間が終わった今年度内の再検討を地域整備課に指示し、概算事業費の再算定と想定される電気代を再チェックした上で、事業が可能かどうか判断をいたします。

歴史文化の掘り起こしについて、教育長が答弁をいたします。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） 菊池忠彦議員の御質問にお答えいたします。

初めに、学校給食センターの設備と調理機器の修繕等についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、当町の学校給食センターは建設から10年が経過し、施設設備、調理機器ともに修繕を必要とする箇所が年々増加している様子がうかがえます。設備や機器については委託業者による保守点検を実施し、その結果から、修繕が必要な箇所について状況を把握しております。できるだけ早急に修繕を実施するよう努めておりますが、緊急に対応しなければならない状況が急遽生じることによって、結果議員御指摘の

とおりが遅れる場合もございます。

今後、調理機器の計画的な買い替えも視野に入れながら、業務を委託している調理員の作業環境がよりよいものとなるよう努めてまいります。

次に、残食の現状と食育の取組についてお答えいたします。

昨年度の当町における児童生徒1人当たりの残食量はおよそ7.3キログラムであります。これは、環境省が発表した調査結果よりも大きく下回っておりますが、残食が生じていることに変わりはなく、食品ロスという社会的問題について児童生徒の意識向上を図ることは、議員御指摘のとおり重要であると認識しております。

食育の取組については、各学園では食に関する指導計画を策定しており、これに基づいて学級担任と栄養教諭が連携して実施しております。具体的には、生きるために必要な栄養素や食事の取り方、そして残食を減らし、食物を大切にすることの重要性について指導しております。今後も児童生徒が健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性を育んでいけるよう、引き続き食育の充実に努めてまいります。

次に、歴史文化基本構想の策定についてお答えいたします。

議員御指摘の歴史文化基本構想であります。文化庁で示す当該構想策定ハンドブックにも記載されておりますが、策定前の事前準備の段階として、取り組む背景の確認及び理由を明確にする必要があると認識しております。震災以降の当町の現状は、町指定文化財については、流出や焼失したものについての指定解除の手続きは実施しているものの、それ以外の文化的価値のあるものについては全て把握されていない現状にあります。まずはその把握、整理等を進めることが先決であり、同時に当町に眠る新たな文化財の掘り起こしも必要であると考えております。このことから、当町における文化財の現状確認等を把握した上で、歴史文化基本構想策定の有無を判断することが望ましいのではないかと考えております。

次に前川善兵衛以外の歴史文化や文化財の調査研究についてお答えいたします。

先ほど、歴史文化基本構想の中で、答弁と重複いたしますが、震災以降、当町の文化財の把握、整理がなされていない現状にあることから、その作業の進捗を図る必要があると考えております。この作業を実施する過程の中で、附随的に調査研究を図られることになるものと考えております。

次に、歴史研究家との連携と文化財調査員の外部委託についてお答えいたします。

現在、文化財担当である生涯学習課には、学芸員の資格を有するプロパー職員が不在

の状況にあることから、議員御指摘の歴史研究者との連携や文化財調査員の外部委託については検討すべき課題と捉えております。先ほど答弁でも繰り返し述べてきましたが、震災以降当町の文化財の把握、整理がなされていない現状の進捗を図る上でも、必要とする対応の一つであると認識しております。

現在、担当課において、当町の文化財の把握と整理をどのようなスキームで組み立てるべきかを検討しているところであり、議員御指摘の所見も含めて検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） それでは、御答弁ありがとうございました。順を追って再質問させていただきますのでよろしくお願ひいたします。限られた時間でございますので、御答弁は分かりやすく、また簡潔にいただければ幸いです。

まず、大きい1つ目の学校給食センターについての再質問でございます。

教育委員会としても、設備、機器ともに経年劣化の兆候が見られるということに関してしっかりと御認識されているんだというふうに感じました。ただ、センター内の作業環境など様々な要望が行政側に伝わっていないのかという感じはしないでもないと思うんですが。というのは、電気の容量の問題か何か分からないんですけども、度々リミッターが作動して、作業途中で冷暖房の電源が切られてしまうということなんです。去年は、こういった状況の中で、熱中症になられた調理員の方もいらっしゃるという状況です。学務課長は、この事実は御存じでしたか。端的にお願いします。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） 忠彦議員の御質問にお答えいたします。

すみません、調理員が熱中症になったという事実については、私のほうで正直事実は把握しておりませんでした。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 御存じなかったということですので、これはセンターから報告がなかったというふうに認識せざるを得ないと思うんです。

町が定める大槌町学校給食センター職員及び職務等に関する規則では、たしか班長と主事が在中しているというふうには伺っておりますが、班長の職務は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、係の事務を処理するとあります。主事は給食センターの庶務と

いう規定がありますけれども、第4条の2のところには、重要または異例に属する事項はその都度報告しなければならないとあるんです。報告の義務を怠るということは、コンプライアンス的にもこれNGであると思います。これに関しての御所見はいかがですか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

まず、班長と主事がセンターにいるということでございますけれども、こちら班長ではありません。今年度から主任にはなりましたが、主事あとは臨時採用職員がいるということでございます。

いずれにしても、職員に関する健康の部分のそういう状況があったということにつきましては、これまでもいろいろな情報を、いろいろな状況を報告するように指示はしているところでございましたが、その点については大変、落ちていたというところについては、これから改善を図っていかねばいけないと考えております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 常駐されている方が主事と臨時職員の方ということで、大変失礼いたしました。

報告をしっかりと行うことが、すなわち職務を全うすることにつながるわけですから、職員の方への御指導、今後よろしく願いいたします。

その上で、使用可能電力の最大値をはっきりさせて対応を取っていかねばならないというふうに思うんです。もちろん節電に努めることは大変大事なことでありますが、調理員の作業環境を理解した上で、夏場の熱中症対策であったり、冬場の適切な空調設備の使用を強く求めたいと思います。

それで、続いて（2）のところなんですけれども、災害の規模にもよります。国からの支援が機能し始めるのが発災からおおむね4日以降とされておりますが、それまでは当然町による備蓄に本来であれば頼ることになるんですけれども、当町においては、食料供給計画に基づいて、小売店から食料を調達することになっているわけですね。しかしながら、あくまでそれは小売店が被災しなかった場合のお話でありまして、東日本大震災並みの大規模な災害時には、想定外の事態もこれ当然予想されるわけでございます。そういった事態に備えるべく、災害時の給食センターの活用方法というのをしっかりと定めるべきと私は思っております。防災対策課長はこの件に関してどのようにお考

えですか。御答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○災害対策課長（田丸正人君） 菊池議員の御質問にお答えいたします。

2件に分けてお答えします。

現在課内におきまして備蓄計画、これを精査しているところでございます。母数、それに対する備蓄品ということで、根拠を明らかにし、できるだけ不鮮明なところを解消していきたいということで取り組んでおります。

2つ目に、御指摘のありました学校給食センター、これにつきましても大変重要なインフラ設備だと認識しております。教育委員会とも諮りまして、できる理由、できない理由を明らかにし、今後の活用については検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 検討していただけるということで、しっかりとお願いいたします。

それで、全国の自治体の中には、災害時における炊き出しについての研修会であったり、訓練であったりを毎年行っている自治体もあるわけですね。まさにそれこそが食と防災に対する意識を高めることにつながるのではないかと私思うんですけども、震災時の経験を反映させて防災計画を策定していく中で、こういう部分も取りこぼすことなく力を入れていただきたいというふうに思いますが、改めて御見解をお伺いいたします。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○災害対策課長（田丸正人君） お答えいたします。

食料品、備蓄品の賞味期限も勘案しながら、秋までの防災計画の中でも、炊き出しについてもその一つの項目として取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） よろしくお願ひいたします。

ちなみにこれ東日本大震災の際には、給食センターに調理受託業者の方々が炊き出しをすべく集まったにもかかわらず、非常電源の電力不足のために、備蓄米ではないと伺っておりますが、給食に使う予定だった米があるにもかかわらず調理できなかったというふうに伺っております。しかも、給食センターの開所当時に、議会において非常用電

源の電力の低さを、電力不足を指摘されていたにもかかわらず検討すらしなかった結果が、震災時、最新の設備を備えた学校給食センターがありながら、これ震災の半年ぐら  
い前に開所したというふうに伺っております。そのような、炊き出しすらもできなかった  
結果になっているわけですが、そういった反省も踏まえて、いま一度災害時の  
炊き出しについての見識を深めていただきたいというふうに思いますが、改めて御見解  
を伺います。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○災害対策課長（田丸正人君） 菊池議員の御質問にお答えしたいと思います。

所轄しております教育委員会とも諮りまして、状況の変化に注視しながら、方法につ  
いて考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 教育委員会とも連携してしっかりと対応していただきたい。

これ緊急電源の設備が少し電力不足というお話を聞いておりますので、ここしっかり  
また検証した上で取り組んでいていただきたいというふうに思っております。

やはり10年たって様々な問題が浮き彫りになってきていると私感じているんですけれ  
ども、いま一度調理業務委託契約を見直して、災害時に誰が炊飯を担当するのかとか、  
そういったことも調理の委託業者と協議した上で、仕様書にもしっかりと盛り込んで  
どうかというふうに思っております。

それで、災害時における学校給食の実施体制の構築についてなんですけれども、文科  
省でも災害時、学校給食再開までの間、暫定措置として、近隣の学校給食調理場からの  
配食であったり、簡易給食等も含めどのようなバックアップ体制が取れるかを、各都道  
府県の学校給食会に検討を求めているんです。学校給食を実施している全国の自治体へ  
のアンケートでも、これ回答率が77.6%なんですけれども、その中で33.4%、これが災  
害等に備えて学校給食実施体制の整備に取り組んでいるということでございます。

学校間や近隣市町村、それから県内広域での連携を取り決めて、民間企業との協力協  
定も必要であると思えます。何より、災害時において、被災した児童生徒が日常の  
学校生活を取り戻す一助として、学校給食の早期再開は当然必要不可欠というふうに思  
います。これいかがでしょう。これに対しての御見解は。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） 忠彦議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、そういった有事の部分のバックアップ体制というのも考えていく必要があるのかというふうに考えておりますが、やはり防災対策課とも確認をしながら、そういった緊急の民間との協定の部分だったりとか、そういったものを考えていかなければいけないというふうに認識しております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 重ねてではございますが、しっかりと連携を取って対応していたらというふうに思っております。

続いて、残食の現状と食育の取組についてでございます。

これ、少し古い調査結果なんですけれども、ある調査機関が実施した平成22年度の児童生徒の食事状況等調査報告書によれば、児童生徒が給食を食べ残す理由のうち最も多いのが、嫌いなものがあるからという結果で、60%以上となっているんです。これ非常に分かりやすい結果なんですけど、次いで量が多すぎるから。それから、給食時間が短いからなどが上がっております。これらは誰しもが考える残食の理由でありまして、ではどのような対策を立てればいいのかというお話になります。そうすると、児童生徒に好きなものだけ食べさせていけばいいのかという議論になりがちなんですけれども、決してそうではなくて、児童生徒の好き嫌いの理由、例えばただの食わず嫌いであるのか、あるいは調理方法によるものかなどを的確に知ることが大事だと思うんです。もちろん栄養士の先生もしっかりと献立を考えてくださっているというのは重々承知しているんですけれども、好き嫌いの原因をしっかりと知ること、献立にあと一工夫というような対応も今後できるのではないかと考えております。

結果、それが残食を減らすことにつながればというふうに願うんですけれども、この学校での食べ残しの調査、いわゆる生徒たちに、児童生徒に対してのアンケート調査であったり、そういったものの必要性というのを私感じておりますが、このアンケート調査等の、児童生徒へのこういった調査に対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） 忠彦議員の御質問にお答えいたします。

その残食という部分について、社会的な問題になっているということは、十二分に認識しているところでございます。また片一方で、二、三年前になりますが、完食指導といった部分が学校のほうで社会問題になったところがございます。実際に昼食の後、昼

休み時間になるわけですが、そういった昼休み時間にも残して、全部その割り与えられた給食を食べるという行き過ぎた指導が問題になったということがございました。そういった部分で、なかなか残食という部分の、積極的に減らす、こういった部分になかなか学校のほうも力を入れづらくなってしまったという部分も正直あるというのも認識しております。

ただ、やはり臼澤議員のほうからも午前中質問がありましたが、SDGsの部分の目標とも絡めまして、やはり食品ロスというのは社会的な問題になっておりますし、取り組むべき、また子供たちの認識を高める問題であるというふうには十二分に認識しておりますので、忠彦議員のアンケート等の実施はどうかという御助言も鑑みながら、今後そういった残食、食品ロスという問題にどういうふうに取り組んでいけばいいのかというのを考えてまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 詳しく御答弁ありがとうございました。

今、食のハラスメントとって大変問題になるような部分もございますので、大変デリケートな問題でございます。しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

ちなみに、私これ伺ったんですけれども、大槌学園と吉里吉里学園を比べた場合に、吉里吉里学園のほうは残食というのがあまり見られないというふうに伺っております。いろいろ先生方も対策を立てて一所懸命取り組んでおられる。もちろん大槌学園のほうに取り組んでいないということではないです。生徒数の問題もあるでしょうから。いろいろと、しっかり残食を減らすためにできる限りの努力はしていただきたいというふうに思っております。

残食すなわち食品ロスを減らすことはSDGs、持続可能な開発目標17の目標のうちの12番目の「つくる責任 つかう責任」に、2020年までに世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させるという目標に通じております。結果、それは食育にもつながるわけですから、各学園で食に関する指導計画に基づいて、今後もしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。この辺は、また改めて時間があるときに議論させていただければというふうに思っております。

総じて、今回議論させていただいた内容は、大槌町学校給食センター運営委員会の協議事項と私認識しているんです。この運営委員会の開催というのは、現在適切に開催されているのでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

給食センターの運営委員会につきまして、やはり昨年度はコロナ禍の状況でもありましたので、1回目につきましては、実際にはなかなか開催することができませんでした。2回目についてはしっかり開催させていただいたということでございます。

本年度、まず感染予防対策を講じながらしっかりと開催したいと思っておりますが、そういった中で、こういった問題についても取り上げながら話していかなければいけないというふうに認識しているところでございます。ありがとうございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） なかなかコロナ禍の中で開催というのも大変だと思うんですけども、何よりその児童生徒の食に関するところでございます。しっかりとこの運営委員会の中でも、大変その協議事項というのはたくさんあると思うんです。しっかりとこれは協議していただき、対応していただきたいというふうに思っております。

続きまして、大きい2つ目、傾斜地における住宅地についてでございます。

まず、(1)の部分ですけれども、今後も町としてあらゆる面で、急傾斜地にお住まいの高齢者のサポートに努めていただきたいというふうに思います。

それで、町道高森団地線融雪施設工事についてでございます。

まず、当該の地区の高森団地は、昭和40年代前半に果樹園を切り開いて整備された住宅地で、町は地内にある私道を、公共的な性格を有するという理由から、昭和61年3月に町道に認定したということです。

開発当時は、当然働き盛りの若い世代がマイホームを建て居住した高森団地も、半世紀がたった現在では高齢化が進んで、日常生活においても、傾斜地ゆえに高齢者にとっては不便な地域とされております。

そもそもこの融雪施設工事は、平野町長がまだ今のお立場になる前に、高森団地の住民の皆さんに、1期目のお約束として持ちかけたお話でもあるというふうに伺っております。しかも、これ工事説明会が選挙日告示前日の平成27年8月3日というタイミングで、これうがった見方をすれば、まさにこれ選挙を見据えた整備計画と、私はそういうふう感じざるを得ない。その後、町長に就任してからは、何の説明もないまま7年間もの間放置されていると。これでは、まるで選挙対策のための単なるリップサービスというふうに住民からやゆされても、これは私しようがない案件だというふうに感じてお

ります。町長、これしっかりと説明していただきたい。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 今の説明の中には誤解があるんじゃないかと思います。

高森団地のこの工事案件については前町長の計画でありますので、その後に私が就任をして、その計画を見直すという判断をさせていただきました。先ほどお話ししたとおり、中止というよりも休止という形で判断をさせていただきましたので、私が計画を立てて地域の住民の方々に説明したわけではないので、前町長が計画を立てたというか話をしたということは十分承知をしています。

その後、ちょっと日にちは忘れましたが、平成27年度に復興計画の見直しを図りながら、それぞれの事業の精査をして、この事業については計画上がっていましたけれども、D判定という形で、休止という形にさせていただきました。それについては、地域の方々一旦入って、ちょっと日にちは忘れましたが、お話をさせていただいた経過がございますので、その部分では皆さんが、聞いていなかったという方はいらっしゃるとは思うんですが、地域に入って説明をして、休止をしますというお話をさせていただいた経過がございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 私が聞いている部分とちょっと違う部分もあるんですけど、まあいいです。

前町長が計画を立てた。しかしながら、それを引き継いで町政に反映させていくのは、それはもう町長の責任です。やらなければいけないことです。ただ、それについての説明責任、説明がしっかりなされていない。それがゆえに、やはり住民の方々にすれば、あの話はどうなったんだと。だって、町長だって町長の口から言ったじゃないかと、そういう話になるんです。

それで、これ確かに公約といいますか、選挙の前にしっかりやるからというふうなお話を、ここも大分、7年もたっておりますので、そういう話はしていないと言うのであればそれはいいです。もう大分時間たっておりますから。ただ、その単なる努力目標だから、その選挙に有利になるようにという理想を掲げるのは、これは当然と言えば当然の部分も致し方ないわけですが、ただそれでは住民の方々のような、やはり納得しないと思うんです。町長が今のお立場になられて、その後何のその説明もされていないという住民もいらっしゃるんです。例えば、地域の中に入って、それはもしかして説明した

のかもしれない。ただ、8月の段階でやりますというお話はしっかりしているわけです。

それで、今日これ住民の方から当時の、当時物ですよ、これ。平成27年8月3日、町道高森団地融雪施設工事説明会資料という、これはもう3階の小1会議室でやっているという、こういう資料をお借りしてきました。これを見ると、しっかりと平成28年の6月に工事が始まるということも、ちゃんとこの計画書には明記してあるんです。図面までこれ添付されてあって、大変かわいらしいひよこのマークが、ひよこのイラストが入って、平成28年6月から工事が始まる予定だと、そういうふうにしっかり明記してあるんです。工事予定の工期表もしっかり明記してあるんですけれども、さすがにこれを見たら住民の方々は、これはもう間違いなく始まるんだというふうに思うのは、これは当然だと思うんです。その後の当然計画の見直し等々もあって、評価をD評価にして、少し検討が止まったということもあるんでしょうけれども。

ただ、年間電気代がこれ、御答弁の中に60万円で、概算工事費用が3,600万円というふうに御答弁の中でおっしゃっております。ただ、この説明会の時点で、果たしてこの年間電気代であったり、概算工事費というのは、しっかりこの時点で住民の方々には伝えていたんでしょうか。地域整備課長、いかがでしょうか。この当時、もう随分時間たっていますけれども。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） あくまでも、この数字を見たんですけれども、検討、設計業務の委託の成果品でございましたので、多分その資料に出ていないと、それは、そのときは説明していないと思います。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） もちろん復興交付金の廃止等々によって町の財政状況というのも非常にシビアなものになるというふうなことが懸念されているのは、当然これ承知していますけれども、それと他の4路線の住宅事情などは残念ながら私存じ上げませんが、今後いろいろ調べていきたいと思っておりますけれども、ただその高森団地の高齢化の実情であったり、町長のお約束というか前町長から引き継いだお約束を鑑みても、御答弁にありますように、改めて事業の再検討をすべきは、私これ急務だと思うんです。これ町長の前向きな御答弁、改めてお聞かせ願いたい。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私説明しますが、その8月何がしに、平成27年8月にはまだ私は町

長なっていませんし、私は説明する場ではありませんので、全くそれは、前町長がお約束されて事業化されたものでありますので、間違っただけで私が説明して、公約で私が何をしようと言ったことではありませんので、そこだけは確認してください。8月3日、私はまだ選挙に入るか入らないかの状況ですので、就任は、私はその年の8月28日から入っているのです、私が約束し、まして会場をここにして、ここで説明することは、基本的にはないことですので。私がその計画を立てたということではございません。

ですから、前町長が計画の中で立てて、それを事業としてやられるということで地域の方々に説明したものと、私は理解をしています。その後に私が就任をして、そして今の状況の中ではなかなか難しいと。やはり復興事業の中で、ほかの事業があるということ、またほかの急傾斜地の部分については、私も選挙活動をしながら歩いて、様々なところで急傾斜地が、急なところがあるということがありますので、特に吉里吉里とかというところはかなりきつい状況があるのを十分承知しておりますので、そのこととの公平性も含めてしっかりと検討する必要があるだろうと思ひまして、検証委員会、議員御承知とは思いますが、私が就任した年に、復興計画全体を見直しましょうという話で進めた経過がございまして、その中の、この事業をD判定として、休止するという事で方向性を決めた。私自身は、地域に入って説明したということはあるんですけども、多くの住民の方々がそれを知り得なかったということについては、やはり反省をしなければならないと思ひます。

10年たって、ようやく復興の大きなハードルも過ぎましたので、ここに書いてあるとおり、傾斜地における様々な生活の不安があることは十分承知をしています。今年の雪もかなりきつくて、多くの方々が御苦労されたんだらうということも承知しておりますので、このことについてはしっかりと考えていきたいと思ひます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） しっかりと今後検討していただきたい。

確かに私も調査不足のところもありましたけれども、では今まで高森団地の住民の方々に対して一言もロードヒーティング、この融雪施設の工事に関して、町長が一言も言っていないのかといたら、私はそれは違うと思ひます。まあ、いいです。これ時間の関係もありますので。とにかく、しっかりと今後も検討していただきたい。早急にこれは検討していただきたい課題だというふうに思っております。

それでは最後、3つ目の、歴史文化の掘り起こしについての再質問でございます。

まず（１）の御答弁、文化財の現状確認等を把握した上でとありますけれども、これ具体的に何をなされるのでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 菊池議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁の中で、現状では、指定したものとかについて、指定解除とかってしているんですけども、それにつきましては、震災前の平成22年頃に町にありました、指定したものと、あとその歴史的な価値のあるものの分についてのリストの洗い出しというところを、一応予定しているところです。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。

次に、（２）のところなんですけれども、前川善兵衛以外の歴史文化といえ、大槌の歴史をつくった先人たちがいるわけがございます。例えば、今から200年前に紀州の華岡青洲の門人、門弟であった医師の三浦道斎という方であったり、安政の時代、新渡戸家四天王の筆頭として青森県十和田を開拓した金崎 環であったり、歴史に名を残す人物もまだまだ大槌にはいるわけです。こういったその先人の功績をたたえて、町民に地元への愛着と誇りを持っていただくためにも、調査研究に力を入れて、具体策として冊子を発刊するなどしたらいかがかというふうに思うんです。

その冊子を、例えば学校に通う生徒たちが見て、日本史であるとか、あるいは世界史を学ぶ前に郷土の歴史を学ぶという、一つの教材として、こういう郷土の先人、歴史ある、歴史上の先人たちを紹介する、そしてその歴史を教えるというのは非常に有効な手だてというふうに思うんですが、これに関していかがな御見解でしょうか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 菊池議員の御質問にお答えします。

私も、今年4月から来ておりまして、ちょっと前川善兵衛以外に、さっき菊池議員がおっしゃられた三浦さんとか金崎さんとかっていうところまではちょっとまだ勉強をしていないところがございます。

ただ、今後そういう郷土の先人で、いろいろな分野で功績がある方がいれば、全員がその冊子にできるかということではないんですけども、実際に掘り起こしも含めて、そういう人がいたんだというところについては、掘り起こしを含めて調査というふうにしたいと思っています。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 確かに、それこそなかなか、今初めて耳にしましたという方もいらっしゃると思うんですが、それこそが掘り起こしがうまくいっていないということだと思うんです。だからその部分も含めて、しっかりとこの吉里吉里の、歴史というのは当然吉里吉里善兵衛が注目されがちなんですけれども、そのほかにも歴史をつくった先人たちがいるということを中心に留めていただきたいというふうに思っております。

それで、最後に（3）についてなんですけれども、調査員の外部委託について検討課題と認識しているということで、早急に対処していただくよう強く提言したいと思います。

また、現在生涯学習課には学芸員の資格を有するプロパー職員が不在とのことなんですけれども、特に文化財保護、歴史文化の分野は専門性が求められるわけですから、職員の異動による専門性の喪失を私は大変危惧しております。このことについてどのような認識をお持ちか、教育長でも課長でも構わないですが、御見解を。

○議長（小松則明君） 教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） ありがとうございます。

議員おっしゃるとおりで、プロパーに、やはり文化財となるとかなり専門的な学芸員の資格とか、様々なやっぱり視点のスキルが必要だというのは、これは重々私教育委員会にて痛感しているところでございます。

どうにかプロパーで職員を採用というか、雇って、大槌町の文化芸術の発展に寄与できる方を採用していただくように、人事当局のほうにも説明して、必要性を説明した上で、どうにかという形で進めてまいればというふうに考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 職員の方々の異動であるとかそういったことで、なかなか専門的な知識を持つ方を育てるとするのは難しいことだとは思いますが、やはり非常に難しい分野でありまして、専門的な見識を持っていなければ当然関わっていけない部分もあると思うんです。そういう意味でも、今後しっかりと対策を立てた上で、この歴史文化の掘り起こしについてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

時間が参りました。これで終わります。ありがとうございます。

○議長（小松則明君） 以上で、菊池忠彦君の一般質問を終わります。

2時30分まで休憩いたします。

休 憩

午後 2 時 2 1 分

○

再 開

午後 2 時 3 0 分

○議長（小松則明君） 再開する前に、午前中の臼澤議員の質問の答えの答弁補足がありますので、これを許します。協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 大変申し訳ございません。今議長のほうから御案内ございましたとおり、午前中臼澤議員からの鎮魂の森整備事業に関する御質問の再質問に対しまして、いわゆる今年の3月に基本仕様を固め課題を抽出したとの報告があったがどのような課題があったのかということでの御質問、再質問を頂戴いたしましたが、私のほうから明確なお答えをさせていただけなかったもので、大変おわび申し上げますとともに、これを説明させていただくために、ただいま議長のほうから発言のお許しを頂戴した次第でございます。

幾つかの例として、この課題について補足の説明をさせていただきます。

まず1つは、その例として区域の整備、区域いわゆる面積、これについて本当に今の、これまでお示ししていた区域でいいのかというところが課題の一つとして分かってございます。あと、もろもろとしてのもう一つ、鎮魂の森の芳名板という設備を考えてございましたが、その中では固定式ということで、いわゆる基盤に名を刻んで、犠牲になられた方々ということでございましたが、その後の、やっぱり一旦全部刻んでしまっ、その後の御遺族の方の御意向とかを反映させることを考えた場合、本当に固定式でいいのかとかいうところが主な課題として上がっていたところでございます。

いずれにいたしましても、今後鎮魂の森整備検討委員会等で、それらの課題も含めて抽出された課題につきましては整理して、一日も早い整備の実現というところで進めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願い申し上げますとともに、大変至らぬ答弁で申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（小松則明君） では、再開いたします。

阿部俊作君の質問を許します。御登壇願います。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 日本共産党、永伸会の阿部俊作でございます。

初めに今日、昨日ですか、及川 伸議員の訃報をお聞きしまして、本当に残念でございます。

この永伸会は、及川議員が私に声をかけて、スタートしてつくりました。それで、お元気になってまた活動できるものと信じておりましたが、本当に残念でなりません。及川議員の御冥福をお祈りし、御遺族にお悔やみを申し上げて、一般質問に入らせていただきます。

まず、私は一般質問の中で、2つのことをお尋ねいたします。町道についてと、それから歴史文化の活用についてということで一般質問をいたします。

最初に、町道のことでお尋ねいたします。

町の道は町民生活には欠かせないものであり、その道の利便性と安全性は当然であります。3点ほど町道についてお尋ねします。

1つ目に、上町8番地の町道は大槌駅方面から古廟橋方向に向かって進むと、小鍬神社から伸びる線路があります。道路に交差します。十字路に見えるのですが、丁字路です。そのため、真っすぐ進もうとすると縁石ブロックにぶつかってしまいます。自転車通行の方が転倒した事故が3件、軽トラックの事故が1件と聞きました。

そこで、環境整備課にお願いして縁石ブロックに赤色塗装をしていただきました。これで一件落着としていいのですが、なぜ通行できない町道があるのか、この道の意図は何なのか疑問に思ったので取り上げました。お答えをお願いいたします。

2つ目に、上町8番地の町道はポールを設置すれば事故は防げたと考える一方、ポールの設置で事故が起きているのが、末広町商店街の歩道のポールです。商店の駐車スペースに車を入れようとしてポールにぶつかるお客さんが後を絶たないことから、「ポールの撤去」について、商店会から、町や議会にも要望書が出されました。縁石ブロックとポールの事故について考えてみました。

縁石ブロックの先に道路があると、ブロックは道路と一体化して見えづらく、乗り上げてしまいます。末広町のポールは道路と並行しているため、入り口のポールとポールの距離感がつかみにくく、車両によっては車の死角に入り、ぶつかります。利用しにくい商店はお客様が遠のく要因となります。町の活性化が失われます。当該案件について、当局の見解を伺います。

3つ目に、町道中山線は、地権者の寄附により拡張整備が行われました。一部分が私道になっており、地権者は町道認定を望んでおりますが、認定されておられません。その道路は町道から県道へつながっているため、多くの人々が利用しています。公共施設もそこを通っており、今後とも安心・安全に通行・利用できることを望んでおります。当

該道路の町道認定についての見解を伺います。

2つ目に、歴史文化の活用についてお尋ねいたします。

町の歴史を語る石碑が、須賀町の線路脇や安渡・赤浜の境付近に置かれてあります。今後どのようにするのか何度かお尋ねしましたが、明確なお答えをいただいております。本来復興予算で復旧されるべきものと考えますが、お尋ねします。

また、遺跡・史跡など御社地も含め、その場所に立っても説明がないのでよく分からないのが現状です。説明板の設置が必要と思いますが、考えを伺います。よろしく願いします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 阿部俊作議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、町道上町10号線の歩行者専用道路についてお答えをいたします。

町道上町10号線は、幅員6メートルの町道上町8号線と、全幅12メートルの、両側に2.5メートルの歩道が整備された町道上町12号線に接続している区画道路であります。町道上町8号線からは、町道上町10号線に車両の進入を防止するため、車止めがついております。一方、町道上町10号線の歩行者専用道路は、町道上町12号線の歩道に接するため、車止めがついておりません。また、町道10号線は歩行者専用道路なので、町道上町12号線から歩道を横断して車両が侵入しないよう、車道と歩道との間に歩車道境界ブロックを設置しております。そのため、町道上町10号線から町道上町12号線に侵入してきた歩行者は、交通安全上その交差点を横断せず、町道上町12号線に沿って、次の十字路交差点で道路を横断することになります。町道上町10号線は歩行者専用道路なので、車両等進入しないよう、交通ルールを守って通行していただくようよろしくお願いをしたいと思います。

次に、末広町商店街の歩道のポールについてお答えをいたします。

末広町商店街に面した現在の町道末広町4号線は、震災前は全幅8メートル程度の歩道のない町道でした。末広町商店街駐車場はあったものの、路上駐車が多く、自転車や歩行者が通行するには危険な道路であったと思います。震災後、末広町商店街の通りを復興するに当たり、歩道建設に難色を示す住民もおりましたが、小中学校の通学児童生徒や高校生の自転車通学生徒、お年寄り等が安全に通行できるように、両側に歩道を整備することといたしました。

また、町道末広町4号線の末広町商店街通りは中心市街地の形成をなす重要な通りで

あり、特に景観に配慮し、最も整備費もかけた通りとなっており、東京大学の中井先生をはじめとする、景観形成を研究するグループが中心となって、末広町商店街通りの整備検討を進めて、地元との合意形成を図ってまいりました。

国土交通省の歩道の一般的構造に関する基準では、歩行者の安全な通行を確保するため、15センチメートル以上の高さの縁石等を設置するとあります。そして、車両が道路に隣接する民地等に出入りするため、縁石等の切下げ等の措置を行う箇所、車両の乗り入れ部の歩車道境界の段差は5センチメートルとするとあります。整備検討の中で、末広町商店街の通りの一体感を形成するため、歩道は全線車両乗り入れ部の構造を基本とすることとしました。歩道の一般的構造に関する基準の中で、全線車両乗り入れ部とする場合は、車両乗り入れ部と車両の乗り入れ部以外の歩道は車両の進入を防止し、歩行者の安全かつ円滑な進行を確保するため、必要に応じて駒止め等の施設により交通安全対策を実施することになっており、議員御指摘のポール、整備検討の中ではボラード、車止めと呼んでおりますが、これに該当します。

以上のような整備検討方針を地元にお伝えして、各隣接民地の車両乗り入れの部分の幅について全員から承諾をいただき、決定した上で、歩道に車両が乗り入れないようにボラードを配置することとして警察の同意をいただいているところであります。したがって、このボラードは歩道への車両の進入を防止し、歩行者の安全と円滑な通行を確保する上で重要な道路構造物であることを御理解いただくようお願いをいたします。

次に、町道中山線に接する私道についてお答えをいたします。

町道中山線は、御指摘のとおり最後の民有地に接続したところが終点となっており、最後の民有地の方の私道と主要地方道大槌小国線を県が整備した際に、民有地の方への機能保障として整備した専用道路を通して、主要地方道大槌小国線への通過が可能となっております。

民有地を町道認定するには、地権者から大槌町道路寄附採納に関する要綱に基づき申請をしていただく必要があります。当該道路は、第2条要件の中に既存の町道を延長するもので、起点及び終点到道路、国道、県道及び町道に接しているものに該当しますので、地権者の方から同要綱第4条に基づき事前協議があった場合、対応するよう地域整備課に指示をしました。

歴史文化の活用については、教育長が答弁をいたします。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） 次に、歴史文化の活用についてお答えいたします。

須賀町の線路脇付近に置かれている石碑の御社地の説明板につきましては、今年度中に移設することとしております。

次に、安渡・赤浜の境付近の津波記念碑などにつきましては、今後進めようと考えております当町の文化財の把握、整理を進める中で、所有者や設置場所を含め検討してまいります。

また、説明板の設置についてですが、こちらにつきましても把握、整理作業等を進める中で、その必要性等も含め検討したいと考えております。

以上です。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） では、まず最初に上町の道路についてお尋ねします。

私がお尋ねしたいと思ったのは、ここがなぜ、どうして歩行者専用道路になったかということです。この近くに学校とか、あるいはここを歩行者専用にする必要性をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） なぜ町道上町10号線が歩行者専用道路になったかということでございますけれども、土地区画整理事業には照応の原則というものがあ、従前の宅地と換地後の宅地に不均衡が生じないように管理することになっております。町道上町10号線の隣接宅地は、従前地では行き止まりの私道に面した宅地であったため、町道上町10号線を車道にした場合、隣接宅地の土地区画整理事業上の土地の価値が増進し、現物が高くなります。それを防止するために、歩行者専用道路として換地したものでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 土地区画整理、それで津波後に町をつくるっていう段階で、もうちょっとこの道路としての機能を高めるように考えられなかったのでしょうか。その区画整理だけですか。今後の町のいろいろなことを考えた場合に、災害とか利用価値についてもちょっと検討をしていただきたかったと思うんですが。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 区画整理地域の道路の造り方でございますけれども、県道大槌小鉈線が幹線道路として整備されてございます。それから、海側から来る、

踏切を通過して来る、いわゆる東から西に向かったの道路というのは、避難道としての整備ということで、道路幅員を大きく取っております。そして、それに続いて、そのAの各道路が入っております。この部分は、今申し上げたとおり、従前地が私道であったということで、この部分を車道にすると減歩率が上がってしまって、換地した後に隣接宅地の方々が不利というか、車道としては便利になるんですけれども、換地面積が減られるので、これに対しては照応の原則に照らし合わせて、こういった形の歩道の整備にしたということでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ここは、ではもともとは私道でしたけれども、町道として整備したということですね。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） そのとおりでございます。私道であったんですけれども、区画整理の中に私道はありませんので、そこについてはあくまでも町道、ただその4メートルの幅員の歩行者専用通路ということで整備させていただきました。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） では、それはそれでいいです。

3番目にもちょっと関連したことを聞きますので、今お話ししたことを忘れないようにお願いします。

それから、ここに、まずみんな間違っってブロックに乗り上げて、事故って、それでその先が歩道だ。車をぶつけて、そこを進入禁止って、ぶつかってから進入禁止が分かるような状態では何かおかしくないですか。自動車が入らないようにするには、ちゃんと標識で進入禁止というのがあるでしょう。

このぐらいの広さだと、例えば歩行者のほかに自転車も、軽車両も通れる状況にあるわけですね。いろいろなことを考えて。全然もう、ただ停めれば、歩行者専用道路と、こういうやり方ではちょっと事故が多いし、私がここを取り上げたのが、事故が多いから取り上げたんです。取りあえず赤いペンキは塗ってもらいましたがけれども、どうせ塗るんだったらもうちょっと蛍光塗料みたいなペンキにしてほしかったと思いますけれども。

それで標識、これが一番大事で、乗り上げる事故がなくなると、少なくともと思うんですが、その辺。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 標識については警察の権限でございまして、町ではつくることのできないので、町民課を通して要望は上げたいと思いますけれども、その分に対して町としては何ともかんともしがたいと。また、車止めと、今言ったようなそういった部分があって、今の部分を、例えば歩車道境界ブロックを取ると、逆に歩道からそのまま交差点に飛び出てきますので、また違う交差点協議の中でも、あの部分については丁字路交差点ということで警察の指導を受けてございますので、そういった形状で整備させていただきました。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 町長はいろいろなことで町の安心安全等をうたってきましたけれども、ここで事故があるから何とかっていうことを言っているんですが、もう一度お尋ねします。改善できないですか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 道路標識があれば別ですけども、いずれ交通安全上、それ以上に、ぶつかって事故というか、ぶつかるかも分らないですが、それがなくて、飛び出て、十字交差点の形状になって事故が起きるのは警察としても交通安全上問題だということでのこの形状になってございますので、ここの変更はちょっとできないということになります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） つまり、ここに車両が行かないようにすればいいわけでしょう。運転者は標識を見て走ります、大抵は。それで十分ではないですか。いざ、あとは車椅子や電動車椅子等を使う人もありますし、そういう中でこのブロックがあることで使えない、これはもうちょっといろいろな避難状況とか様々を考えた場合に、標識一つでちゃんと事故が防げる、これだったらちゃんと警察に、管理だったら、町としてもこういう状態だからこうしますということは、横を通過して危ないというんだったら横断歩道をつける、歩行者優先道路を、横断歩道というのは歩行者優先ですから、そういうものをつけるっていう安全対策を取ってほしいってことなんです。いかがですか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 道路標識も横断歩道も警察ですので、町からはお願いしかできないので、そういった中で、そちらの中ではお願いしてまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 機会があればではなく、早速やってください。これで、ここで事故があるの、現実にあるの、それを言っているんです。

それから、当然末広町商店街のポール、正確な名前を教えてくださいけれども、ボラードというんですか。名前はどうでもいいんですけども、ここでも事故が多いんです。そして、ぶつかったお客さんは一人、二人じゃないんです。当然町民の車は財産であります。町民だけではないんです。ほかから来た方も、そこの店に入ろうとして、死角になったり見えづらい、そういう状況で事故が多発しているわけです。それで、商店街に入ろうとして、事故って、自分が嫌な思いすれば、次は来たくない。当然町の活性化は失われてしまいます。これも、そういうことで、最初は格好いいかと思ってみんな始まって、おおっと見た面もありますけれども、実際はやっぱり不具合が生じたらば、それを改善するべきではないんでしょうか。いかがですか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） これは歩道の一般的構造に関する基準にもあり、乗り入れ部以外は駒止めを使って車の侵入を防ぐということになってございます。これを取りますと、車は歩道に路上駐車したりになって、非常に歩く歩行者は危険な思いをします。また、自転車においても、道路の真ん中のほうに寄って危険なことになる。万が一これが、事故が起きた場合、これは道路管理者の責任、安全対策をきちんとしなかった道路管理者の責任ということで、当然取調を受けて、送検とか、そういった事態を招きますし、あるいは事故に遭われた方からは損害賠償請求をされることもございます。ましてや、事故に遭われた方というのが最もなってはならない、私どもがやらなければならない安全対策ですので、このボラードを道路管理者が取るということは、非常に、今言ったようなリスクを大きく抱えるということになります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私は、安全対策をおろそかにするように言っているわけではないんです。縁石ブロックは、あそこ一部分ですよね、ボラードは。ほかのところ、同じ商店が並んでいる中には、縁石ブロックになっています。同じ商店のずっと先でも。そのポールにだけ当たって事故が多いということなんです。これの改善を考えてほしいということなんです。だから、縁石ブロックでも安全を確保できる、そういうことですよ。そういうことを考えてほしいんですが、ということです。

まず町長、このように事故が結構あるんですけども、どうです。町民の命と財産を守るっていう、そういう使命で公共事業、消防団なんかで挨拶されますけれども、そういう面でもちょっとこれから考えていかなければならないと思うんですが、どうですか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 重ねて、何度も申し上げて、御理解いただけなくて、大変申し訳ないんですが、今言ったように、乗り入れ部を、きちんと幅を決めて、いつも決めてやって、それ以外のところに駒止めを設置してございますので、その部分を取るということは非常に道路安全上、当然これは安全が低下することになりますので、道路管理者としては、そういうところはなかなか難しいというところでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私は、課長の話ではなかなかそれ以上のことは出ないと思うんです。町とかそういう商店街の活性化とかいろいろなことを考えた場合、やっぱり事故を減らす、そういう方向で検討を加える必要があると思っているんです。それはやっぱり町長の政治判断だと思いますが、どうですか、町長。

○議長（小松則明君） では、町長。

○町長（平野公三君） これをつくってくる中で、形成する中で、合意形成を図る中で、安全というような形で作り上げてきたと分かっております。先ほど御説明申し上げたとおりです。

今課長お話ししたとおり、やはり安全確保が必要だろうと思います。その地域の活性化、産業振興ということは、別口で考えていく必要があるだろうと思います。

やはり幅員がかなりあって、交通安全の観点からは、やはりボラードが必要だろうということで設置しましたので、その部分からして、取るという部分についてはなかなか難しいだろうと思います。ですから、その地域の活性化、産業という部分については、別な形での考え方をしていければと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 分かりました。

ポールがちょっと低くて、ワンボックスカーなんかだと窓の下になってしまうので、それで目標を誤ってぶつかる例もあります。あと、後方とかそういうので。それで、そのポールを高くして、商店街の人たちはそれぞれ様々な工夫をしてやっています、個人的に。ですけども、そのポールそのものは、縁石ブロックと違って、運転者はタイヤ

の幅、こういうのを注意して運転しているのが個人的には、私はそうですけれども、それでタイヤの幅以上にボディーは広がっているんです。だから、そういう面で、今までと違う感覚で運転しなければならない、そういうことも考えて、いろいろな面でその視点、視野に入るようなポールを設置の仕方、さらにその上に、ボラードの上に何か差し込んで、塩ビパイプでも、何かそういう目標を取れるようにするとか、いろいろな工夫があると思います。その辺検討をお願いします。

それで、次に、町道について。町道中山線についてお尋ねしました。

ここの地権者はもう亡くなりまして、亡くなる前に何とかはっきりさせたいという、そういう話を私にされておりました。

それで、大槌町道路寄附採納に関する要綱、それから同要綱の第4条についてお話、説明をお願いします。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 第4条は、事前協議でございます。道路を寄附しようとするものは、道路寄附事前協議書に、次に掲げる書類を添付するか、事前に協議道路調書を町長に提出し、道路の寄附受入れの事前の協議を行わなければならない。1、位置図。2、公図の写し。3、全部事項証明書。4、印鑑証明書。5、地積測量図。6、現況調査。7、委任状。代理人が受ける場合ですけれども。8、その他町長が必要と認める書類ということになってございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私がお尋ねしたときには、舗装をする、側溝をつける、そして寄附するよという話だったんですけれども、ここの道路はもともと町道の計画があって、みんなが寄附して、そしてみんなが使う道路として町で、ありがたいと思って始めたんですけれども、最後の地権者のところは、地権者の利用できないような形で道路のあれができたんです。それは困るということで地権者が話したんですけども、町のほうでは計画変更しないというか、できないのか分からないんですけれども、そのまま地権者は自分で道路をつけて、それを私たちも、多くの人たちが町道だと思って使っていたわけなんです。それで、一部分砂利道になっていました。ですから、こういう面で、わだちができたり、掘れたりしているんです。そういうことで、非常に困って、整備はしてきたんですけれども、もう亡くなる前に私も言われたので、それで始めました。

みんなが使うように、そこの地権者8名ぐらいいいたんですけれども、寄附して、そ

してみんなの道路にしました。最後のところだけ、その地権者が使えないような道路なので、それは困るということで始まったんです。ですから、そこで寄附採納とか、それから舗装するとか、側溝つくるとか、不公平じゃないですか。みんなちゃんと寄附して、ちゃんと造ってもらって、その最後だけその地権者が費用を出さなければならないというのはおかしいと思うんです。町民みんなが使う道路になるわけですから。これを改善してほしいということなんですが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 私も現地に行って、その当時のことは、私もいないので、いろいろ今のこの地権者の方とお話をしてみました。

今の町道中山線は赤線道路、法定外道路の上に道路が乗ってしまっていて、それが今の通っている道路上にずっとあって、それが今の、ちょうど最後の地権者さんのところからずっと下に入っていく、脇を通っていくような道路なんです。したがって、今の道路の終点のところには赤線が入っている。初めその道路工事をしようということにしたんですけども、それでは困るということで、こっち側に向けてくれないかということで、地権者本人がその部分をやったりしたということもあったりしたようです。

それで、私が言っているのは、何もその舗装しろとかじゃないんですけども、当然町道なので、民地の上を町道が走ることはできないので、それについては寄附していただけませんかという話をしているわけです。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 分かりました。

私が聞いています。本人も寄附しますということですので、ではあと書類上だけですね。分かりました。では、そのように進めて、よろしく願いいたします。

それでは、最後の文化財活用ということで、御答弁をいただきましたけれども、まずこの安渡地域にあるところにこの立札が立ってあるんです。その看板に書いてあるのを読みますと、ここにある庭石は宅地開発が完了するまで町民の方からお預かりしているものです。移動、引取りに際しては、左記連絡先に一声かけてください。大槌町役場。このようになっています。これ、町民の方からお預かりといいますけれども、この看板の設置は津波後だと思うんですが、いつ立てたのか。あるいは、また誰から預かっているのか。その辺分かりますか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） その件に関しましては、安渡が被災して、安渡地区も、ほかの地区もそうなのですが、被災したときに、庭石が残ってあったりしたと。そうしたところで、それを盛土、いわゆる津波整地をする際にそれが支障になったので、それを仮置きした場所がここでございますので、基本的には仮置きをしたのでその方が家を、宅地を整備した後は、それらについては持って行ってくださいという話をしてございます。

実際所有者が分かっているものもあれば、分からないものもあります。ただ、分かっているものに関しては、その辺についてはちゃんとそういった通知をして、整備した後は持って行ってくださいというようなお願いをしております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ここに庭石と書いてあるんですが、そこにその石、見ましたらば、文字が書いてあるんです。庚申塔とか金比羅山とかあとは早池峰山参詣記録とか。これ、個人の庭石ではないんです。文化財、歴史を知る資料だと思って私はここで取り上げたいんですけども、この把握はしていますか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 安渡の金比羅様の宮の後に、昭和8年海嘯記念碑、山神塔、庚申塔、南無阿弥陀仏とか、15個ほどそういった碑があります。これについては現在、今二渡神社と、この人の分をどうするかということ協議しております。ただ、できれば、これが復興期間内にそういった話ができてやればよかったんですが、そういったことではなくて、今ようやく何とかそういった連絡を取って、これの所在の在りか、それから文化財についてですけども、生涯学習のほうに尋ねたところ文化財ではないという回答でしたので、それについて、一応持ち主を、今は二渡神社ではないかということになって、交渉中でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 文化財ではないということ、これ町の歴史、文化っていうのはそもそも人間の心の遺産ということで、その石碑を造る人たちがどういう思いで造ったかっていうのが歴史遺産になるんじゃないですか。これ、そういうのはやはり文化でしょう。違いますか。

○議長（小松則明君） 当局。文化財の関係。生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） お答えします。

文化財ではあるけれども指定文化財ではないというふうなことではないかと思うんですけれども。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 指定文化財だけが文化財なんですか。指定してこなかったんではないですか。そういうものがあるのに全然見向きもしないで。指定でないってことなんですか。

それから、先ほどの菊池議員が調査ということでやりましたけれども、震災後、岩手大学をはじめとした岩手歴史民俗ネットワークっていう方たちが、大槌町の被災文化財として確認調査報告書っていうのを出しています。これは御存じですか。

○議長（小松則明君） 担当課。生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 阿部俊作議員の御質問にお答えします。

ちょっと背表紙のところは見たんですけれども、中身まではまだ確認していません。すみません。

○議長（小松則明君） 課長、今の回答……。

時間止めてください。

ここにいるのは議員と職員だからね。見たとか見ないとかって、そういう話ではないですから。あるんだったら、時間を止めてもいいから調べてくる、連絡取ったり、そういう、するまでの対応を取らなくては、私の立場ありません。いいですか。まず、そのところは俊作議員、少し我慢してください。本人も一所懸命だと思いますので。

時間を進めてください。

阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず、この調査には106っていう、調査票ナンバー106、全部調べたことが書いてあります。その中で、なくなったものとか、様々な被災を受けたもの、まだ残っているもの等が書かれています。これは町方とか被災だけです。そのほかにも町全体にいろいろなものがあるわけです。これをしっかり、前の菊池議員も話したように、町のものをしっかり見るということが大事です。

それから、指定したものが文化財ではないですということなんですが、それを確認したいんですが、どうですか。

○議長（小松則明君） 教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） お答えしたいと思います。

先ほど課長言ったのは、指定文化財、文化財の価値がないとは申ししておりません。文化的価値のあるものという認識は当然持つてございます。ただ、所有者がはっきりしていれば、所有者は当然権利でございますので、先ほど地域整備課長申したのが、そういった所有者というか、思われる方と今交渉をしているということでお話をさせていただいたということで、御認識をよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 分かりました。

そういうことで、町にいろいろなものがあるということはお分かりになったかと思うんです。

それで、指定文化財として、江岸寺の宝篋印塔というのがあるんですけども、これ古廟山から持ってきたもので、これは町の指定文化財になっていましたけれども、これもちょっと破損したまま、そのまま全然手つかずというか、結構津波で破損はしていますけれども、その修復はできるはずなんですけど、全然なされないで、ただ積んでいる場所が須賀町とかにあるんですけど、この辺これどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長、それは、その分……。

時間止めてください。その部分については、今修復中です。今修復の途中だということ。

これについては、今俊作議員のやっている部分があるところの、あるボランティアでその修復にかかっているということを私は知っておりましたので。（「分かりました」の声あり）

では、阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） これは、町の指定文化財として教育委員会も関わっていると思うんですが、どのように関わっているかお尋ねします。

○議長（小松則明君） 教育次長。時間を……（「議長、暫時休憩」の声あり）

では、暫時休憩いたします。調べてください。

休 憩

午後3時12分

○

再 開

午後3時17分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

阿部俊作君。また同じ質問です。

○8番（阿部俊作君） この石碑ってということで私は言いましたんですけれども、この石碑というのは昔の町をつくった人たち、いろいろな人たちが、未来に向けて、石に刻んで伝えようとした部分、ものです。いろいろなものを、全て。それにそれぞれの意味があるので、それで、宗教的な文字もあります。そういうことで、前には、それは元に戻すか戻さないか手をつけなかと、そういうことだったんです。ですが、それは違いましょう、違うんです。文化財としての位置づけってというのが、その宗教とは別なんです。宗教、政教分離というのが、それを利用して、政治に利用するということなんです。精神的なものを束縛したり、抑えたりする部分がそういう宗教になるわけですので、それを政治が利用してはならない。しかしながら、町をつくった人たちのいろいろな思いがあるわけです。それを未来に、石に刻んで伝えようとしたものを、私たちもしっかりそれを未来に伝えていくっていう、そういう責務があるんじゃないかと思って、この石碑をずっと取り上げてきたんです。それによって、津波の記念碑とかそういうのを、私たちはあまり注意して見てこなかったんです。これはやはりちょっと反省し、きちんと町の歴史をしっかり理解して、昔の、先代の人たちがこの町をつくった経緯や心、これをしっかりつかむことが大事じゃないかと。それが文化財としての価値だと思います。指定している、していないは別だと思いますので。

それで、残っている石等が、いろいろなのがあります。それをちゃんと元に戻してほしいし、その所有者についてもしっかり把握できると思うんですけれども、いかがですか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 阿部俊作議員の御質問にお答えします。

俊作議員がおっしゃられるとおり、あそこにある石碑についてはいろいろな、そういう歴史が刻まれて、いろいろな先人の思いとかいろいろなものがあると思います。

教育長の答弁の中でもあったんですけれども、線路脇にある部分について、教育委員会の部分はあるんですけれども、そちらのほうは今年度中に設置しますということなんですけれども、それ以外に安渡とか赤浜とか、そこの境の付近にあるものにつきましても所有者とか、そういった把握とかを環境整備のほうで調べておりますので、元あったところには戻れないと思うんですけれども、きっちりと適正な場所に帰れるように協力したいというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） やはり、その場所にあることの意義もあるわけです。移していい場所もありますけれども、ここでこういうことがありましたという、その場所の大事さもありますので、その辺もしっかり調べてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） 阿部議員の御質問にお答えいたします。

現在大槌町で、生涯学習課のほうで持っている資料は大槌町文化財資料リストという一覧表を持っております。それには震災前、震災後ということで、震災前の文化財、全て載っております。したがって、先ほどの質問ですけれども、それが、私が以前答えましたけれども、それを専門的な立場で、どのような立場でどうするかということを経験的に進めて、一覧表として持っていくということです。

つまり、震災後に流失したものもあるだろうし、それかそのままのものもあると思いますので、それも専門的な立場から、どういうものが必要なのかということも今後調査、研究してまいりたいというところで進めてまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） よろしく申し上げます。

そういう専門的な話ってということで、こういう、先ほど見せましたけれども、岩手歴史民俗ネットワーク、それからいろいろな博物館、大学等々の方々が入って、大槌町を調べて、このように冊子で、報告書で出しております。さらにまだありますので、その辺町にはそういう調査員がいないというのも本当に残念なことですが、これはいろいろな町の活性化やいろいろなコミュニティーに様々な活用できるものの要素がいっぱいあります。そこで今教育長は必要性を含めて検討したいという御答弁ですが、今まで同じような歴史をずっとしゃべってきたんですけれども、こういうふうな必要性って書かれると、必要ないって言われそうなんです。そういう形で今まで通ってきたので、何度も言いますが、大事なものとして認識し、きちんと元あった場所等に、多少は移動しても、またいろいろかさ上げとかしたので変わる部分もありますけれども、これはやっぱり伝えるべきものと、あと説明、何なんだという、これが必要だと思います。

それで、最後1つだけ残しているのがありますけれども、南妙法蓮華経、御社地にあった石、これのあれは祖晴のこの石窟と一体のものなんです。これは何回も行きました。今度生涯学習の課長が替わりましたので、その辺しっかり、一体のものとはどういうことかっていうのも、検討を含めて復元っていう、あそこは乗っけるだけで復元になるし、

あと今接着剤含めいろいろな技術が進歩していますので、それを使って、やはり昔の人たちが伝えようとしたものをしっかり伝えてほしいと思います。まず、その辺ちょっと御社地に関してお尋ねします。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 阿部俊作議員の御質問にお答えします。

御社地も今いろいろ整備しておりますので、もともとどういう方が開いたとか、あと東梅社とかそういった名所もありますけれども、こちらのほうもどんどん勉強しまして、先ほどの南妙法蓮華経のその石碑とかといったものも、もともとあった部分について、これからもちょっとしっかり勉強していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○8番（阿部俊作君） 分かりました。まちづくり、町の活性化、それから子供たちの郷土愛、こういうのは町の歴史にもかなりありますし、私自身もそういうことでこの町に残ることになったんです。もともとはもっと広いところに行こうと思っていましたんですけども、町に住んで、町のよさがよく分かったと。歴史ありと。すごい、これは捨てられない、そういう思いですので、ぜひこの町のすばらしい歴史をしっかり伝えていただきたいと思います。

以上をもちまして、終わります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君の質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日9日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦勞さまでございました。

散 会 午後3時25分